

やさしさ ふれあい
支え合いのまちづくり
～安心・共生のまち 磐田～



いわたチャレンジプラン

第4期磐田市障害者計画

令和6年度～令和11年度

第7期磐田市障害福祉計画・第3期磐田市障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度

磐田市

「いわたチャレンジプラン」の計画名について

障がいのある人もない人も、市全体で障がい者への障壁を取り除くために、前向きに挑戦していくという意味で、チャレンジを計画名に使用しました。

「障害」・「障がい」の表記について

この計画では、「障害」という語句が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、原則として、「障がい」と表記します。

ただし、例外として次の場合は、従来の「障害」の表記を用います。

- ・法令等の名称や用語を用いる場合
- ・機関、団体等の固有名詞を表す場合
- ・医学用語・学術用語等の専門用語として用いる場合
- ・国が出している指針等、他の文章を引用する場合

目次

| | |
|--|----|
| いわたチャレンジプラン 第4期磐田市障害者計画..... | 1 |
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画の背景・趣旨..... | 1 |
| 2 SDGsとの関わり..... | 1 |
| 3 障がいのある人を取り巻く動向 | 2 |
| 4 計画の位置づけ..... | 3 |
| 5 計画の対象..... | 3 |
| 6 計画期間..... | 4 |
| 7 計画の策定体制..... | 4 |
| 8 計画の推進体制..... | 5 |
| 第2章 障がいのある人を取り巻く状況 | 6 |
| 1 障がい者数の推移と傾向..... | 6 |
| 2 磐田市のこれまでの取り組みと課題 | 12 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 14 |
| 1 基本理念..... | 14 |
| 2 計画の基本目標..... | 14 |
| 3 重点的な取り組み..... | 15 |
| 4 体系図..... | 17 |
| 第4章 計画の基本施策 | 19 |
| 基本目標1 相互理解と社会参加の促進 | 19 |
| 基本目標2 地域における支援体制の充実 | 33 |
| 基本目標3 障がい児支援の充実 | 42 |
| 基本目標4 障がい者雇用・就労の促進 | 48 |
| 第7期磐田市障害福祉計画 第3期磐田市障害児福祉計画 | 51 |
| 第1章 計画の概要..... | 51 |
| 1 計画策定の趣旨..... | 51 |
| 2 計画の推進体制..... | 51 |
| 第2章 障害福祉計画の策定に向けた国の基本指針 | 52 |
| 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 | 52 |
| 福祉施設から一般就労への移行等 | 52 |
| 障害児支援のサービス提供体制の計画的な構築 | 52 |
| 第3章 計画の成果目標 | 53 |
| 1 福祉施設入所者の地域生活への移行の促進 | 53 |
| 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 53 |
| 3 地域生活支援拠点等における機能の充実 | 54 |
| 4 福祉施設から一般就労への移行の促進 | 55 |
| 5 障がい児支援の提供体制の整備 | 57 |
| 6 相談支援体制の充実・強化に向けた取組 | 59 |
| 7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 | 60 |

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 第4章 | 障害福祉サービス等の実績と見込み量 | 62 |
| 1 | 障害福祉サービス | 62 |
| 2 | 発達障がい者等関係 | 73 |
| 3 | 障がい児支援 | 75 |
| 4 | 地域生活支援事業 | 78 |
| 第5章 | 障害福祉サービスの基盤状況 | 83 |
| 1 | 施設・事業所の推移 | 83 |
| 2 | 施設・事業所の整備計画 | 84 |
| 第6章 | 障がい者就労支援に関する数値目標 | 85 |
| 1 | 障がい者雇用・就労の促進 | 85 |
| 資料編 | | 87 |
| 資料1 | アンケート結果からみる障がいのある人等の状況 | 87 |
| 資料2 | 地域福祉団体懇談会からみる現状 | 93 |
| 資料3 | 磐田市障害者施策推進協議会要綱 | 94 |
| 資料4 | 磐田市障害者施策推進協議会委員名簿 | 95 |
| 資料5 | 用語解説 | 96 |

いわたチャレンジプラン

第4期磐田市障害者計画

(令和6年度～令和11年度)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景・趣旨

本市は、平成29（2017）年度に、概ね10年後を想定した将来像である磐田市基本構想「第2次磐田市総合計画」を策定し、本市に住み続けたい、住んでみたいと思われるまちの実現に向けて取り組みを進めています。

福祉分野においては、地域の複雑化・複合化による課題への対応を図るため、令和5（2023）年度に第4次磐田市地域福祉計画を策定し、地域課題解決のために必要となる施策や体制の整備、各福祉分野を超えて取り組むべき事項を示し、「やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり」の実現に向けて各種事業を推進しています。

障害福祉を取り巻く環境は、障がい者数の増加や高齢化、発達障がいや医療的ケア児等の特性に応じた切れ目のない支援の必要性を背景に、多様化・複雑化しています。そのため、本市では、障がいのある人が安心して地域で暮らし続けられる環境を整備するため、南部障害者相談支援センター、地域活動支援センター及び成年後見支援センターの設置や、医療的ケア児への支援に向けた協議の場の設置などを進めてきました。

こうした中、「第3期磐田市障害者計画」の計画期間が令和5（2023）年度に満了となることから、現行計画を見直し、関連法規の改正や社会情勢を踏まえた「いわたチャレンジプラン（第4期磐田市障害者計画）」を策定します。

本計画は、上位計画にあたる「第4次磐田市地域福祉計画」の方向性を踏まえ、障がい者施策の一層の充実を図るとともに、適性な支援を実施し、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「安心・共生のまち 磐田」の実現を目指すものです。

また、「第6期磐田市障害福祉計画」・「第2期磐田市障害児福祉計画」の計画期間についても、令和5（2023）年度に満了となることから、これまでの障害福祉サービスの計画進捗状況及び目標値を検証し、国や県の指針を踏まえて「第7期磐田市障害福祉計画」・「第3期障害児福祉計画」を策定します。

2 SDGsとの関わり

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された令和12（2030）年を年限とする基本目標です。

「誰一人取り残さない」という基本理念は、本計画のめざす地域共生社会と方向性を同じくするものです。

そのため、本計画においては、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を基本理念や基本目標に取り入れ、市民一人ひとりの暮らしに生きがいと安心が生まれる環境の整備に取り組んでいきます。

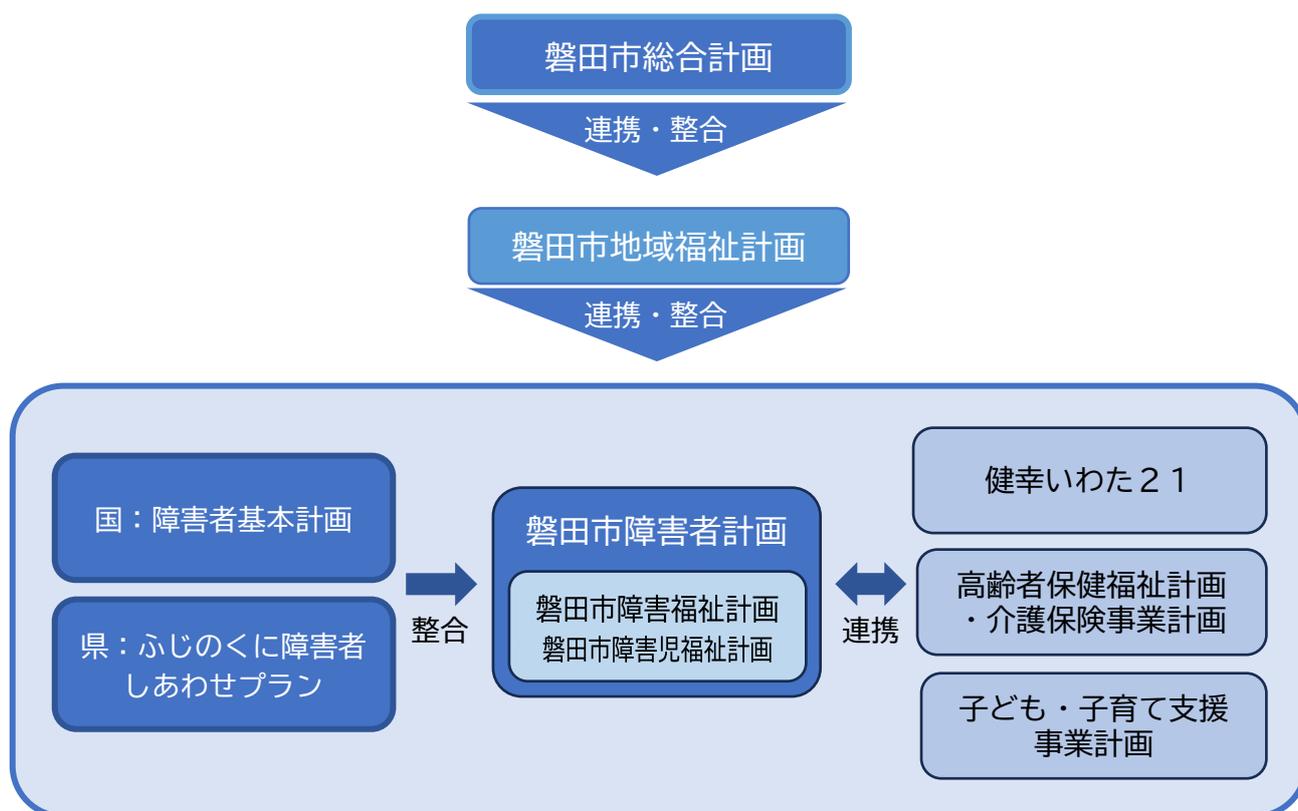
3 障がいのある人を取り巻く動向

| | 関連法令 | 概要 |
|-----------------|-----------------------------------|--|
| 平成25年 (2013) | 「障害者総合支援法」の施行 | ・ 障害者自立支援法の廃止に伴う障がい者の範囲の見直しなど |
| | 「障害者雇用促進法」の改正 | ・ 障がい者の範囲の明確化 ・ 障がい者に対する差別的取扱いの禁止 ・ 合理的配慮の提供義務 ・ 法定雇用率の算定基礎の見直しなど |
| | 「障害者優先調達推進法」の施行 | ・ 障害者就労施設等の受注の機会の確保に必要な事項等を規定 |
| 平成26年 (2014) | 「障害者総合支援法」の施行 | ・ 障害支援区分の創設など |
| | 「障害者権利条約」の締結 | ・ 障がいのある人の尊厳と権利を保障するための人権条約 |
| 平成28年 (2016) | 「障害者差別解消法」の施行 | ・ 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定 |
| 平成30年 (2018) | 「改正障害者総合支援法」 「改正児童福祉法」の施行 | ・ 自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が創設 |
| | 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 | ・ 障がい者の文化芸術活動の推進に関する基本事項の制定 |
| 令和元年 (2019) | 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行 | ・ 視覚障がいのある人等の読書環境の整備の推進、施策推進に向けた施策等の規定 |
| | 「障害者雇用促進法」の改正 | ・ 国等が率先して障がい者を雇用する責務の明確化 ・ 雇用率の算定対象となる障がい者であるかの確認方法の明確化など |
| 令和2年 (2020) | 「社会福祉法」の改正 | ・ 包括的な支援体制整備事業及びその財政支援等の規定の創設 |
| 令和3年 (2021) | 「医療的ケア児支援法」の施行 | ・ 相談支援などの支援体制の整備や医療的ケアその他の支援の規定 |
| 令和4年 (2022) | 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行 | ・ 障がいのある人の情報取得・利用や意思疎通に関する基本施策の規定 |
| | 「障害者雇用促進法」の改正 | ・ 雇用の質の向上のための事業主責任の明確化 ・ 雇用率算定の対象となる労働者の拡大 ・ 給付金・助成金の新設・拡充など |
| 令和6年 (2024) | 「改正障害者差別解消法」の施行 | ・ 民間事業者による合理的配慮の提供の義務化など |
| | 「改正児童福祉法」の施行 | ・ 児童の意見聴取等仕組みの整備、18歳以上の自立支援の強化などの規定 |
| | 「改正障害者総合支援法」の施行 | ・ 共同生活支援援助の支援内容の明確化など |

4 計画の位置づけ

障害者計画は、障害者基本法第11条の規定に基づく市町村障害者計画として策定するものです。また、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画として策定するものです。

これらの計画を一体的に策定するとともに、本市の将来像「たくさんの元気と笑顔があふれるまち 磐田」の実現に向けた第2次磐田市総合計画及び社会福祉法の規定に基づく磐田市地域福祉計画、その他保健福祉分野における関連する計画と連携して推進します。



5 計画の対象

本計画は、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながら暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すものです。

そのため、日常生活又は社会生活を営むうえで、障がいのある人だけでなく、市民や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

6 計画期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間です。ただし、国の制度改革や社会経済情勢の変化に対し、必要に応じて見直しを行います。

また、一体的に策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間は、国が定める基本指針により、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

| 平成30年度 (2018) | 令和元年度 (2019) | 2年度 (2020) | 3年度 (2021) | 4年度 (2022) | 5年度 (2023) | 6年度 (2024) | 7年度 (2025) | 8年度 (2026) | 9年度 (2027) | 10年度 (2028) | 目標年度 11年度 (2029) |
|-------------------------|-----------------|-------------------------|---------------|---------------|-------------------------|---------------|---------------|-------------------------|---------------|----------------|------------------------|
| 第3期磐田市障害者計画 | | | | | | 第4期磐田市障害者計画 | | | | | |
| 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画 | | 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 | | | 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 | | | 第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画 | | | |

7 計画の策定体制

(1) 障がい福祉推進のためのアンケート調査の実施

障がいのある人の現状や要望などを把握し、計画策定のための基礎資料として、障害者手帳所持者を対象に「障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

- ①調査対象
1. 磐田市内在住の各種手帳
(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) 所持者 1,500名
 2. 磐田市内事業所 600社
- ②調査期間 令和5年2月16日(木)～令和5年3月3日(金)
- ③実施方法 郵送配付・郵送又は電子回収
- ④回収状況

| | 配付数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-------|-------|-------|-------|
| 18歳以上 | 1,247 | 684 | 54.9% |
| 18歳未満 | 240 | 115 | 47.9% |
| 企業 | 600 | 215 | 35.8% |

(2) 策定経過・策定体制

本市の保健福祉及び医療の関係団体等の代表者等による「磐田市障害者施策推進協議会」にて審議し、意見・提言を受けて策定しました。

(3) 福祉関係団体との懇談会

当事者団体からのニーズを把握し、本計画に反映させることを目的とし、関係団体との懇談会を開催しました。(磐田市身体障害者福祉会、磐田市視覚障害者協会、磐田ろうあ協会、磐田市手をつなぐ育成会、中遠地域精神保健福祉会丹誠会)

(4) パブリックコメント等の市民意見の聴取

素案の段階で、広く市民の声をお聞きするため、市ホームページ及び市窓口等において計画素案を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

8 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

障害者基本法に基づき、磐田市が設置する附属機関で、障がいのある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議等を行う「磐田市障害者施策推進協議会」、障がい者関係団体等より構成する「自立支援協議会」、計画の実施主体である磐田市が、相互に連携して施策を推進します。

(2) 国・県との連携

広域的に取り組む必要のある事項については、県および広域圏内の市町と連携した支援のネットワークを強化し、障がいのある人が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

(3) 計画の進行管理と評価

本計画における成果目標及び実績については、「磐田市障害者施策推進協議会」を中心に、PDCAサイクルを確立し、定期的に調査、分析及び評価を行います。

また、必要に応じて計画の変更や見直し等を行います。

◆PDCA サイクルとは

Plan（計画）→Do（実行）→Check（検証）→Act（改善）を繰り返し、業務を継続的に改善する仕組みのこと



第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 障がい者数の推移と傾向

(1) 人口の推移

磐田市の総人口は、令和5（2023）年9月末日現在では166,933人です。

年齢階層別にみると、令和5（2023）年9月末日現在で18歳未満は25,283人、18歳から64歳までは92,693人、65歳以上は48,957人となっており、65歳以上は増加傾向、65歳未満は減少傾向にあります。

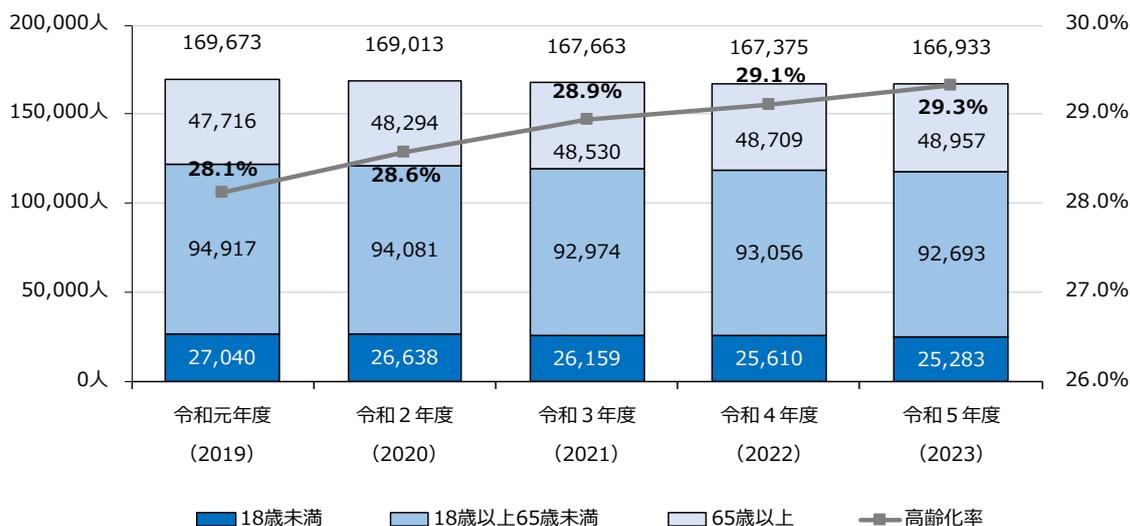
また、高齢化率については、上昇が続いており、令和5（2023）年9月末日現在で29.3%となっています。

人口の推移

（単位：人）

| | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 総人口 | 169,673 | 169,013 | 167,663 | 167,375 | 166,933 |
| 18歳未満 | 27,040 | 26,638 | 26,159 | 25,610 | 25,283 |
| 18歳以上 65歳未満 | 94,917 | 94,081 | 92,974 | 93,056 | 92,693 |
| 65歳以上 | 47,716 | 48,294 | 48,530 | 48,709 | 48,957 |
| 世帯数 | 68,858 | 69,408 | 69,580 | 70,706 | 70,972 |
| 高齢化率 | 28.1% | 28.6% | 28.9% | 29.1% | 29.3% |

各年度3月末日現在（令和5年度は9月末日現在）



【資料】 磐田市住民基本台帳

(2) 障がいのある人の状況

①障害者手帳所持者数の推移

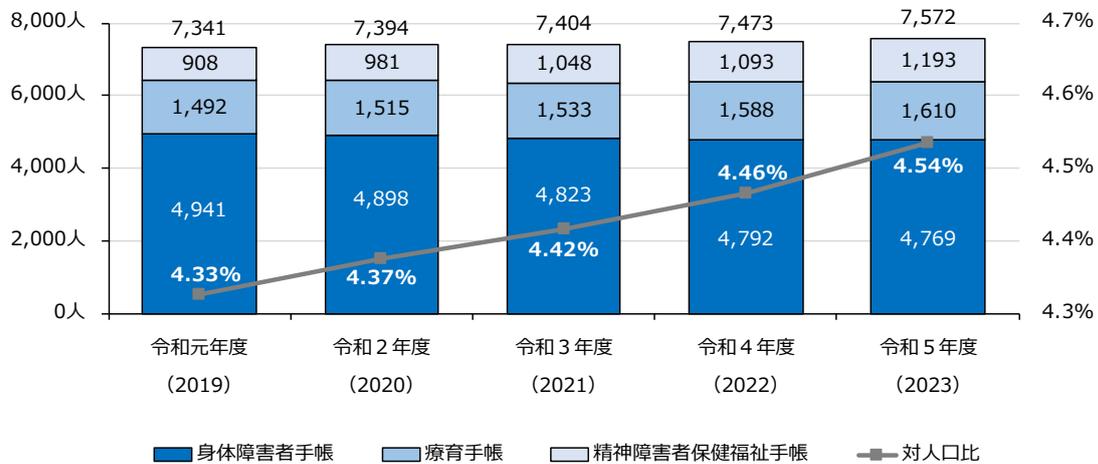
障害者手帳所持者数の推移をみると、全体としては増加傾向にあります。種別にみると、身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあります。療育手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

| | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 手帳所持者 (A) | 7,341 | 7,394 | 7,404 | 7,473 | 7,572 |
| 身体障害者手帳 | 4,941 | 4,898 | 4,823 | 4,792 | 4,769 |
| 療育手帳 | 1,492 | 1,515 | 1,533 | 1,588 | 1,610 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 908 | 981 | 1,048 | 1,093 | 1,193 |
| 磐田市人口 (B) | 169,673 | 169,013 | 167,663 | 167,375 | 166,933 |
| 対人口比 (A/B) | 4.33% | 4.37% | 4.42% | 4.46% | 4.54% |

各年度3月末日現在 (令和5年度は9月末日現在)



②身体障害者手帳所持者の推移

【等級別の状況】

磐田市の身体障害者手帳所持者数は、令和5（2023）年9月末現在で4,769人です。そのうち1級の手帳所持者は全体の37%を占めています。

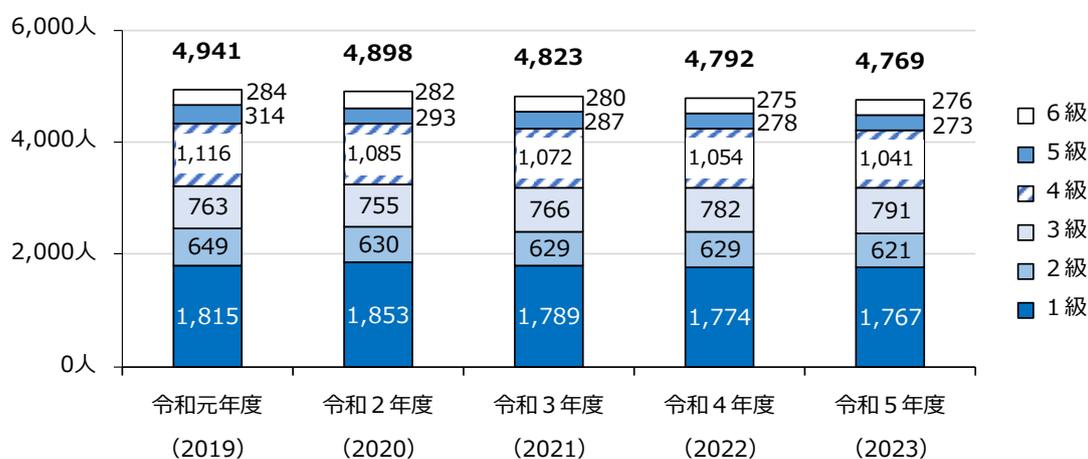
令和元（2019）年度と比較すると、3級の手帳所持者数が増加していますが、全体として身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

| | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1級 | 1,815 (37%) | 1,853 (38%) | 1,789 (37%) | 1,774 (37%) | 1,767 (37%) |
| 2級 | 649 (13%) | 630 (13%) | 629 (13%) | 629 (13%) | 621 (13%) |
| 3級 | 763 (15%) | 755 (15%) | 766 (16%) | 782 (16%) | 791 (16%) |
| 4級 | 1,116 (23%) | 1,085 (22%) | 1,072 (22%) | 1,054 (22%) | 1,041 (22%) |
| 5級 | 314 (6%) | 293 (6%) | 287 (6%) | 278 (6%) | 273 (6%) |
| 6級 | 284 (6%) | 282 (6%) | 280 (6%) | 275 (6%) | 276 (6%) |
| 合計 | 4,941 | 4,898 | 4,823 | 4,792 | 4,769 |

各年度3月末日現在（令和5年度は9月末日現在）



【主たる障がい別の状況】

障がい別では、令和5（2023）年9月末現在で肢体不自由が約半数、内部障がい約4割を占めています。

令和元（2019）年度と比較すると、内部障がいが増加し、肢体不自由が減少しています。

主たる障がい別身体障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

| | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 視覚障がい | 258 (5%) | 250 (5%) | 255 (5%) | 254 (5%) | 249 (5%) |
| 聴覚障がい | 393 (8%) | 385 (8%) | 388 (8%) | 390 (8%) | 397 (9%) |
| 音声・言語障がい | 54 (1%) | 54 (1%) | 54 (1%) | 58 (1%) | 59 (1%) |
| 肢体不自由 | 2,394 (49%) | 2,320 (47%) | 2,255 (47%) | 2,193 (46%) | 2,154 (45%) |
| 内部障がい | 1,842 (37%) | 1,889 (39%) | 1,871 (39%) | 1,897 (40%) | 1,910 (40%) |
| 合計 | 4,941 | 4,898 | 4,823 | 4,792 | 4,769 |

各年度3月末日現在（令和5年度は9月末日現在）

【年齢区別の状況】

年齢区別では、18歳以上が全体の98%を占めています。

年齢区別身体障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

| | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 18歳未満 | 90 (2%) | 88 (2%) | 83 (2%) | 82 (2%) | 81 (2%) |
| 18歳以上 | 4,851 (98%) | 4,810 (98%) | 4,740 (98%) | 4,710 (98%) | 4,688 (98%) |
| 合計 | 4,941 | 4,898 | 4,823 | 4,792 | 4,769 |

各年度3月末日現在（令和5年度は9月末日現在）

③療育手帳所持者数の推移

【障がい程度別の状況】

磐田市の療育手帳所持者数は、令和5（2023）年9月末現在で1,610人です。内訳は、療育手帳Aを有する人が全体の30%、療育手帳Bを有する人が70%となっています。

令和元（2019）年度と比較すると、療育手帳所持者数は増加しています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

| | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| A（重度） | 470 (32%) | 477 (31%) | 477 (31%) | 477 (30%) | 479 (30%) |
| B（中軽度） | 1,022 (68%) | 1,038 (69%) | 1,056 (69%) | 1,111 (70%) | 1,131 (70%) |
| 合計 | 1,492 | 1,515 | 1,533 | 1,588 | 1,610 |

各年度3月末日現在（令和5年度は9月末日現在）



【年齢区分別の状況】

年齢区分別では、18歳以上が全体の70%を占めています。

年齢区分別療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

| | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 18歳未満 | 449 (30%) | 455 (30%) | 461 (30%) | 473 (30%) | 477 (30%) |
| 18歳以上 | 1,043 (70%) | 1,060 (70%) | 1,072 (70%) | 1,115 (70%) | 1,133 (70%) |
| 合計 | 1,492 | 1,515 | 1,533 | 1,588 | 1,610 |

各年度3月末日現在（令和5年度は9月末日現在）

④精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

磐田市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5（2023）年9月現在で1,193人です。等級別にみると、2級の手帳所持者が全体の60%、3級の手帳所持者が全体の32%を占めています。

令和元（2019）年度と比較すると、構成割合に大きな変動はありませんが、いずれの等級においても手帳所持者数は増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（単位：人）

| | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 1級 | 74 (8%) | 78 (8%) | 86 (8%) | 94 (9%) | 94 (8%) |
| 2級 | 534 (59%) | 577 (59%) | 613 (58%) | 635 (58%) | 718 (60%) |
| 3級 | 300 (33%) | 326 (33%) | 349 (33%) | 364 (33%) | 381 (32%) |
| 合計 | 908 | 981 | 1,048 | 1,093 | 1,193 |

各年度3月末日現在（令和5年度は9月末日現在）



⑤難病患者の状況

磐田市の難病患者数は、令和5（2023）年9月末現在で1,190人です。

令和元（2019）年度と比較すると、増加傾向にあります。

難病患者数の推移

（単位：人）

| | 令和元年度 (2019) | 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 合計 | 1,077 | 1,137 | 1,157 | 1,163 | 1,190 |

各年度3月末日現在（令和5年度は9月末日現在）

2 磐田市のこれまでの取り組みと課題

(1) これまでの取り組み

第3期磐田市障害者計画（平成30（2018）年度から令和5（2023）年度）では、「やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり」という基本理念のもと、4つの基本目標を掲げ、障がいのある人の自立と社会参加を支援するための取組を進め、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、理解を深めるための広報・啓発活動や南部障害者相談支援センターや地域活動支援センターの開設などの相談支援体制の充実や磐田市成年後見支援センターの開設などの権利擁護体制の整備を進めてきました。

また、平成30（2018）年10月には磐田市手話言語条例を施行し、手話の理解促進や普及を通じて、共生社会の実現に努めてきました。

さらに、障害者福祉施設整備や適正な障害福祉サービスの提供に努めるとともに、障がい児に対する支援体制の整備や自立支援協議会の体制の見直しによる地域づくりに取り組んできました。

(2) 現状と今後に向けた課題

本市の総人口は、緩やかな減少傾向にありますが、障害者手帳所持者数や障害福祉サービスの利用者は年々増加傾向にあります。

全国的にみると、急速な高齢化とともに、障がいのある人の高齢化も進み、障がいの重度化・重複化の傾向も見られます。さらに、発達に課題のある子どもの支援ニーズの増加、障害福祉サービスの給付対象として位置付けられた発達障がいや高次脳機能障がい、難病や医療的ケア児に対する支援等、求められるサービスや相談支援は多様化・複雑化しています。

本市においても、このようなニーズの多様化・複雑化に伴い、一人ひとりの意向や心身の状況等に応じたきめ細かな支援が必要となります。また、ライフステージに応じて、療育・教育の充実、就労支援、社会参加機会の拡充等、子育てや教育、労働、医療、高齢者福祉等の関係機関と連携した切れ目のない支援が必要です。

①障がいに対する理解や社会参加に関すること

「磐田市障害福祉に関するアンケート」結果では、主に次の2点が上がっています。まず、障がいのある人が安心して地域で暮らしていくために必要なことは、年代や障がいの種別を問わず障がいについての理解啓発が必要との意見が多いことです。次に、災害時に不安に思うことは、年代問わず避難所での障がいのある人への配慮があるか不安との意見が多いことです。

障がいへの理解については、知的障がいや精神障がいに対する理解が、身体障がいに比べて遅れている現状があるため、障がいのある人の全てが、住み慣れた地域での生活を継続していくためには、地域の人々の理解が不可欠です。

②生活支援に関すること

「磐田市障害福祉に関するアンケート」結果では、手続きや利用方法についての情報が、十分に行き届いていないことがわかります。

自分らしく生き生きとした暮らしを送るためには、生活や生き方を自分で選択・決定し、適切な支援を活用できる環境が必要となります。

そのため、円滑にサービスへつなげる相談支援の質の向上や関係機関との連携体制、情報提供の充実を図り、適正な支援を有効に活用することが必要です。

③障がい児支援に関すること

「磐田市障害福祉に関するアンケート」結果では、相談体制の充実や個々の特性に応じた支援を求める意見が多くあります。

障がい児が自分らしく健やかに成長するために、就学前、学齢期、就職期など、ライフステージごとに、成長に応じた支援を継続的に提供していく必要があります。

また、障がいの特性に応じた切れ目のない支援を行うため、関係機関との連携・協力体制の構築が必要です。

④障がい者雇用・就労に関すること

「磐田市障害福祉に関するアンケート」結果では、障がいのある人が安心して地域で暮らしていくために必要なことは、就労支援や障がい者雇用の促進が必要との意見が特に知的障がいや精神障がいのある方に多くあります。

障がい者就労においては、障がいのある人が自分に合った仕事に就き、働き続けられることが重要となります。そのためには、本人の希望や能力に沿った就労機会を提供し、継続していくための支援体制が求められています。

また、障がい者雇用においては、障がいのある人が働きやすい環境・機会を拡大するための企業等に対する普及・啓発活動の更なる充実が必要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり ～安心・共生のまち 磐田～

本計画の上位計画である「第2次磐田市総合計画（平成29（2017）年度～令和8（2026）年度）」では、まちの将来像を「たくさんの元気と笑顔があふれるまち磐田 今までも、これからもずっと磐田～」と定め、未来のまちづくりを担う「人づくり・地域づくり」を進めています。

本計画においては、障がいのある人もない人も、誰もがともに認めあい、支え合いながら、住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らせるよう、前期計画における「やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり」を引き続き理念として掲げます。

2 計画の基本目標

基本理念に基づいた施策を実施するために、以下の4つの基本目標を設定します。

（1）相互理解と社会参加の促進

障がいのある人が、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるためには、地域における障がいへの理解や地域住民と交流する機会が必要です。

そのため、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを推進し、障がい者の自立と社会参加を支援します。

（2）地域における支援体制の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で、自立した生活をおくるためには、障がいの特性や状況に応じた、きめ細かな支援が必要です。

そのため、相談支援を通じて、障がいの特性や個々の状況にあったサービスの提供や専門相談員等の質の向上など関係機関と連携した相談支援体制の充実を図り、自立支援のためのサービス基盤の強化を推進します。

（3）障がい児支援の充実

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、身近な地域で安心して暮らすことができるように、乳幼児期から切れ目のない支援体制の充実を図ります。

また、就学や進学、就労などを含む近い将来に向けた情報提供の場を設け、社会的自立や自己実現に向けて支援します。

(4) 障がい者雇用・就労の促進

障がいのある人が、社会参加し、生きがいを持って自立した生活をおくるためには、働くことが重要となります。しかし、現状は、障がいのある人が就労し、働き続けることは容易なことではありません。

そのため、就労を希望する障がいのある人に対し、相談支援を実施し、関係機関との連絡調整や支援の進行管理など、その人の障がいの特性に合わせた個別の対応を一体的に支援します。

また、障がい者就労施設等から福祉施設等の受注の機会を確保し、その経営基盤を強化し、障がい者就労施設で就労する人の経済面の自立を進めていきます。

雇用促進においては、企業等における障がい理解の促進や支援の充実を通して、雇用の場の拡大を推進します。

3 重点的な取り組み

障がいのある人が、自分らしく安心して地域で暮らせるまちづくりを目指し、今後重点的に取り組むべき施策について整理します。

重点施策1 差別解消・情報環境整備の推進

① 障がい者差別の解消

障がいを理由とする差別の解消に向け、市民及び事業者への啓発を進めるとともに、市職員に対しても適切に対応するための研修を実施します。

② 情報発信のバリアフリー化の推進

情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通の促進に向け、障がいの種類・程度に応じた様々な方法での情報提供に努めます。

重点施策2 地域生活移行に向けた体制整備

① 相談支援体制の充実

障がいのある人の症状に応じて適切に支援するため、どの相談窓口でも対応できるよう支援機関の連携を図り、就労支援窓口や相談支援センター機能の更なる充実を図ります。

また、相談内容を聞き取り、適切なサービスに繋げる相談支援専門員等の研修参加を支援します。

② 地域生活支援拠点の体制整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談、一人暮らしの体験機会及び緊急時の対応など、地域生活支援の提供の調整を基幹相談支援センターの機能とし、地域生活支援拠点等の体制を構築します。

重点施策3 障がい児支援の充実

① 発達支援体制の充実

保健、医療、福祉、教育等の関係機関と行政が連携し、子どもの発達に関わる情報を共有し、乳幼児期から一貫した切れ目のない支援体制を強化します。

② 相談支援体制の充実

専門職員による相談支援体制の充実を図り、身近な地域で障がいのある子どもや発達に課題のある子どもを支援します。

重点施策4 障がい者雇用・就労の促進

① 障がい者就労の促進

障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けられるよう関係機関との連携や支援機能を強化します。

また、経済的な自立を支援するため、「磐田市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、福祉施設製品等への需要の増進を図り、福祉的就労への側面支援等に努めていきます。

② 障がい者雇用の促進

支援機関と連携し、企業・事業所向けの雇用促進及び理解促進のための啓発を行います。

4 体系図

基本理念 やさしさ ふれあい 支え合いのまちづくり ～安心・共生のまち 磐田～

| 基本目標 | 分野 | 施策 | 施策の展開 | | |
|--------------|---------------|--------------------------|--|---|---|
| 相互理解と社会参加の促進 | 1 共生社会の実現 | (1)障がい者差別の解消 | ①障がい者差別解消の普及啓発 ②合理的配慮の提供 ③相談窓口の設置 | | |
| | | (2)啓発・広報活動の推進 | ①福祉教育の充実 ②障がい者福祉の啓発 ③疾病や障がいに関する情報の発信 | | |
| | 2 社会参加の促進 | (1)地域福祉活動の推進 | ①地域福祉活動拠点の利用促進 ②相互交流の場づくり ③障がい者団体等の支援 | | |
| | | (2)文化、スポーツ、レクリエーション活動の充実 | ①障がい者スポーツ大会への参加促進 ②スポーツをする場の提供 ③文化・余暇活動の参加促進 ④居場所づくりへの支援 | | |
| | | | 3 安心・安全な環境整備 | ①住生活・住環境の整備支援 ②緊急時の見守り支援 ③緊急連絡体制の充実 | |
| | | | | (2)災害対策の促進 | ①災害時要配慮者支援体制の整備 ②防災に関する情報提供 ③避難所の充実 ④防災用具の提供支援 |
| | 4 生活しやすい環境の整備 | (1)利用しやすい交通の確保 | ①公共交通の整備 ②移動支援における負担軽減 ③自動車運転免許取得・改造費の助成 ④ゆずりあい駐車場の啓発・推進 ⑤福祉車両貸出事業の実施（社会福祉協議会事業） | | |
| | | | (2)利用しやすい建物等の確保 | | ①公共施設のユニバーサルデザイン化 ②建築物のユニバーサルデザイン化 ③安全な歩行空間の整備 |
| | | | | | 5 情報・コミュニケーションの充実 |
| | | (2)コミュニケーション支援体制の充実 | | ①多様なコミュニケーション手段への理解 ②聴覚障がいのある人への通訳者派遣 ③専任手話通訳者の設置 | |

第4期磐田市障害者計画

| 基本目標 | 分野 | 施策 | 施策の展開 |
|----------------|------------------|-----------------------------|---|
| 地域における支援体制の充実 | 1 相談支援体制の充実 | (1)相談、生活支援体制の強化 | ①相談・情報提供体制の充実 <small>(基幹相談支援センターの機能の充実)</small> ②特定指定計画相談支援（自立支援給付） ③身近な地域での相談 |
| | | (2)権利擁護の推進 | ①成年後見制度の利用促進 ②日常生活自立支援事業（社会福祉協議会事業） ③障がい者虐待防止の推進 |
| | 2 暮らしを支えるサービスの充実 | (1)障害福祉サービスの充実 | ①障害福祉サービスの充実 ②ニーズに応じた支援の充実 ③特性に応じた支援の推進 |
| | | (2)適切な保健・医療サービスの充実 | ④経済的支援の充実 ①特定健診等事業 ②自立支援医療（自立支援給付） ③障がいのある人の歯科診療 ④精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 |
| 障がい児支援の充実 | 1 切れ目のない支援体制の充実 | (1)発達支援体制の充実 | ①母子保健施策の充実 ②幼稚園・保育園・こども園における障がいのある子どもの受入れ ③磐田市幼児ことばの教室 ④医療的ケア児支援 ⑤保護者支援 ⑥障害児通所支援（障害児通所給付） ⑦日中一時支援（地域生活支援事業） |
| | | (2)相談支援体制の充実 | ①磐田市発達支援センター「はあと」での相談事業 ②こども・若者相談センターでのこども相談事業 ③指定障害児相談支援（障害児相談支援給付） |
| | 2 特別支援教育の充実 | (1)特別支援教育の充実 | ①特別支援教育の推進 ②通級による指導 ③就学支援委員会との連携 ④教育支援員の配置 ⑤教職員の資質の向上 ⑥専門家チーム会議 |
| | 障がい者雇用・就労の促進 | 1 障がいのある人の就労の場の促進 | (1)福祉的就労の充実 (2)一般就労の充実 |
| 2 障がいのある人の雇用支援 | (1)障がい者雇用の促進 | ①障がいのある人の雇用促進 ②雇用支援制度の普及 | |

第4章 計画の基本施策

基本目標1 相互理解と社会参加の促進

1 共生社会の実現

(1) 障がい者差別の解消

障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消に努めます。

① 障がい者差別解消の普及啓発

障がいのある人が地域で安心して暮らすためには、より多くの人とふれあい、様々なコミュニケーションでつながり、相互理解を深めていくことが重要です。

障がいのある人が障がいを理由に「不当な差別的取り扱い」を受けたり、障がいのある人に「合理的配慮をしないこと」で暮らしにくさを感じさせることがないように、差別解消に向けた普及啓発に努めます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------|--|-------|
| 1 | 障害福祉に関する研修 | 市職員を対象とした障がい者への接し方や障害福祉に関する基礎知識を習得するための研修の実施 | 福祉相談課 |

② 合理的配慮の提供

市職員向けに、障がいのある人に対する理解を深めるための研修を実施し、合理的配慮の提供に努めます。

また、「障害者差別解消法」の改正で、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことにより、事業所への周知と啓発に努め、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共生社会の実現を目指します。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|---------------------------|--|-------|
| 1 | 合理的配慮の提供の義務化に係る事業所への周知、啓発 | 広報いわた、市ホームページへの掲載 商工会議所等や障害者相談事業所等へ案内（直接周知） | 福祉相談課 |



| 障害の内容 | 具体例 |
|------------|------------------------------|
| 車いす利用者 | 建物のバリアフリー化や多目的トイレの設置 |
| 視覚障がい | 点字や拡大文字、音声でのコミュニケーション |
| 聴覚障がい | 手話や文字情報（要約筆記や筆談等）でのコミュニケーション |
| 知的障がい | 絵や図を活用した簡単でわかりやすく丁寧な説明 |
| 精神障がい | 本人の状態に応じた休憩時間、休憩場所の確保 |
| 身体内部障がい、難病 | 本人の状態に応じた業務内容の調整 |

③ 相談窓口の設置

障害者相談支援センターや障害者虐待防止センターなど様々な相談窓口を設置し、市民及び事業所へ助言や情報提供等を行います。また、高齢者・障害者権利擁護ネットワーク会議において障がいのある人への虐待防止・差別解消についての協議の場となるよう検討を進め、情報共有、関係機関との連絡調整、事案の協議等を行い、障がいを理由とする差別解消の推進に努めます。



コラム

障がいを理由とする差別の解消に向けて ～安心して暮らせる社会へ～

「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする不当な差別を禁止し、合理的配慮の提供を義務付けています。

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消に取り組んでいきましょう。

障がいを理由とする差別は禁止されています

やむを得ない理由なく、障がいがあるというだけで、不当な扱いをすることは禁止されています。

〈具体例〉

- ・障がい者であることを理由に、商品の販売やサービスの提供を拒否する
- ・障がいを理由にスポーツジム等の入会を断られた
- ・本人を無視して、介助者や手話通訳者に話しかけるなど

合理的配慮（障がいのある人への必要な配慮）の対応をしましょう

合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です。

〈具体例〉

- ・聴覚障がいのある人に対して、大きな文字を書いて筆談を行う
- ・飲食店等で、椅子を片付けて車椅子のまま着席できるスペースを確保する

(2) 啓発・広報活動の推進

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らせるよう、障がいのある人に対する理解を深めるための啓発を推進します。

また、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者を含む誰もが心豊かな生活ができるよう、「磐田市手話言語条例」の基本理念に沿って、手話への理解とその普及の実現に努めます。

① 福祉教育の充実

市内の幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校及び高等学校の福祉教育の取り組みに対する支援を通して、福祉の心やボランティア意識を育成し、理解や関心を深めます。

また、障がい者施設、特別支援学校・学級との交流及び手話等の共同学習を段階的に小学校、中学校のカリキュラムに取り入れていきます。

② 障がい者福祉の啓発

「障害者週間」(12月3日から9日まで)を中心に、障がいに対する理解促進・社会参加を目的に啓発イベント等を実施し、障がい者福祉に関する啓発に努めます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|-----------------------|---|-------|
| 1 | 磐田ふれあい作品展 | 中央図書館にて障がいのある方・団体の制作作品を展示 | 福祉相談課 |
| 2 | いわたぬくまるマーケット | 「みんなで軽トラ市いわた☆駅前楽市」に特設ブースを設置し、福祉製品の即売会や啓発活動を実施 | 福祉相談課 |
| 3 | ふれあいアート作品展示 | 総合福祉会館 i プラザ1階にて障がいのある方・団体の制作作品を展示 | 福祉相談課 |
| 4 | 本庁ブース展示 | 本庁1階の展示ブースにて、制度の周知等のパネルや福祉製品の展示 | 福祉相談課 |
| 5 | 県と共同での啓発活動 | 障がい者団体と県による店舗前等での啓発品の配付等 | 福祉相談課 |
| 6 | 「手話言語の国際デー」ライトアップイベント | 磐田ろうあ協会及び市の主催による「手話言語の国際デー」ブルーライトアップイベント開催 | 福祉相談課 |

③ 疾病や障がいに関する情報の発信

広報いわた、冊子「障がい者のしおり」及びソーシャルメディア^{※1}などの広報媒体を活用し、疾病や障がいに関する情報、支援に関わる活動などを紹介し、市民や関係者などの理解促進に努めます。

※1 ライン、X (旧ツイッター)、フェイスブック、インスタグラム等

2 社会参加の促進

(1) 地域福祉活動の推進

福祉に関する理解を深めるための講座や交流の場を確保します。

① 地域福祉活動拠点の利用促進

地域福祉活動の拠点として、総合健康福祉会館 i プラザ及び交流センター等を障がい者団体やボランティア団体、障がいのある人などが交流できる場として提供するとともに、情報交換、相談、研修や各種講座の場として活用できるようにします。

関係団体と連携し障がいのある人やボランティアが交流や情報提供を行い、ボランティア活動をする場としてのボランティアセンターの運営を支援します。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|--------------|---|------------------|
| 1 | 公共福祉施設の貸館 | 総合健康福祉会館 i プラザ、豊田福祉センター、リフレU福田健康福祉会館、交流センター等の貸館 | 福祉政策課 自治デザイン課 |
| 2 | ボランティアセンター運営 | 磐田市ボランティア連絡協議会の活動支援やボランティア登録制度の実施等 | 磐田市社会福祉協議会 |

② 相互交流の場づくり

関係団体と連携し、市内の福祉イベント等に、障がいのある人をはじめとして、子どもから高齢者まで、市民のだれもが参加し、地域での相互交流の場となるよう支援していきます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------------|---|-------|
| 1 | 磐田ふれあい作品展【再掲】 | 中央図書館にて障がいのある方・団体の制作作品を展示 | 福祉相談課 |
| 2 | いわたぬくまるマーケット【再掲】 | 「みんなで軽トラ市いわた☆駅前楽市」に特設ブースを設置し、福祉製品の即売会や啓発活動を実施 | 福祉相談課 |

③ 障がい者団体等の支援

障がいのある人やその家族が集い、気軽に互いの意見や相談などの情報交換ができる場の確保や、各障がい者団体が催すダンスやスポーツ等のイベントの情報提供に努め、障がい者団体の自主活動を支援していきます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------|---------------------|-------|
| 1 | 障がい者相談会の開催 | 障がい者団体による定期的な相談会の開催 | 福祉相談課 |

(2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実

障がいの有無にかかわらず、多くの人がさまざまな活動ができるような支援を充実し、地域で生き生きと活動できる環境づくりに努めます。

① 障がい者スポーツ大会への参加促進

国や県などが主催する障がい者スポーツ大会の情報提供をホームページ等で行い、多くの障がいのある人が参加できるように働きかけるとともに、大会に参加しやすくなるよう支援を行っていきます。

② スポーツをする場の提供

スポーツを通じたまちづくりの展開を図るため、障がいのある人もない人も、すべての市民が参加・交流できる場になるよう、障がい者団体が中心となって交流の場を作るとともに、スポーツ推進員と協力してニュースポーツやレクリエーションスポーツの体験会、スポーツ大会などを開催します。

また、精神障がいや発達に課題のある方も参加するイベント開催も民間のNPOを通じて共催で行っていくことを検討します。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------|-----------------|------------|
| 1 | スポーツ活動支援事業 | 各種スポーツ教室や体験会の開催 | スポーツのまち推進課 |

③ 文化・余暇活動の参加促進

各交流センターにおいて、障がいのある人をはじめ、子どもから高齢者まで市民の誰もが参加できる講座・イベント・教室などの充実を図り、様々な媒体による情報提供に努めます。

また、文化芸術に触れる機会、ダンス等の場及びアート等の制作作品の展示の場を提供します。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|-------------|--------------------------------------|---------|
| 1 | 交流センター講座の開催 | 各種スポーツ教室や体験会の開催 | 自治デザイン課 |
| 2 | 文化芸術振興事業 | 各種公演の開催 | 文化振興課 |
| 3 | 障がい者福祉啓発事業 | ふれあいアート展示、磐田ふれあい作品展及びいわたぬくまるマーケットの開催 | 福祉相談課 |

④ 居場所づくりへの支援

障がいのある人や、その家族を対象とした居場所づくりとして、ボランティアが中心となり、交流や季節行事を楽しむことができる場の提供を支援していきます。

また、地域活動支援センターを開設し、障がいのある人や障がいを起因としたひきこもりの人の活動の場や居場所の提供を支援していきます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|---------------|-------------------------------------|------------|
| 1 | こころに寄り添うサロン事業 | ボランティアによる居場所の提供 | 磐田市社会福祉協議会 |
| 2 | 地域活動支援センター事業 | 障がいのある人の創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流の場の提供 | 福祉相談課 |



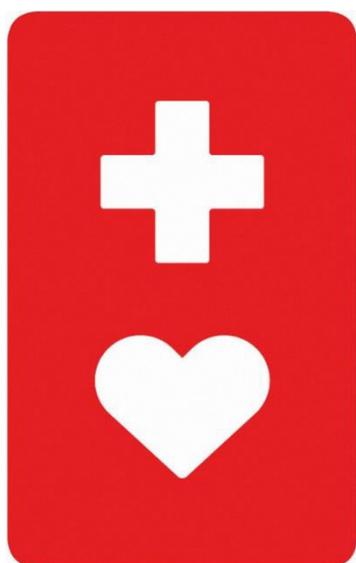
コラム

ご存知ですか？ヘルプマーク

～ヘルプマークを見かけたら思いやりのある行動にご協力をお願いします～

義足や人工関節をお使いの方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない人がいます。

このマークを見かけたら、電車やバス内で席をゆずる、困っているようなら声をかけるなど、思いやりのある行動にご協力をお願いします。



ヘルプマークを配布しています

ヘルプマークを必要とする方に、県内各市町村や県の機関で配布しています。

〈ヘルプマークの入手方法〉

市内では、次の窓口で配布しています。
詳細は、磐田市役所福祉相談課へお問い合わせください。（電話：0538-37-4919）

- ・磐田市役所福祉相談課
（総合健康福祉会館 i プラザ 3階）
- ・磐田市役所各支所市民生活課

3 安心・安全な環境整備

(1) 日頃からの安心の備え

障がいのある人が住み慣れた地域で、緊急時などにも自立した生活を送ることができるよう、支援します。

① 住生活・住環境の整備支援

住み慣れた地域で安心して暮らせる住環境を整備していくため、福祉施設に限らず、ユニバーサルデザインを基調とした住まいにかかる支援に努めます。また、身体障がいのある人が安心して在宅生活を送れるよう、住宅改修費の助成をします。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------|----------------------------|-------|
| 1 | 日常生活用具給付事業 | 家庭生活の不便を解消するため、住宅改修費等の一部補助 | 福祉相談課 |

② 緊急時の見守り支援

日常生活を営む上で常に配慮を必要とする人に対し、体調の急変などの緊急時に通報する装置を貸与するとともに、新聞販売店や金融機関等の民間事業者や福祉団体等で組織する「磐田市安心地域支えあい体制づくり市民会議（見守りネットワーク）」の協力を得ながら、見守り体制の充実を図ります。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|---------------|--|--------|
| 1 | 見守りネットワーク事業 | 高齢者や障がい者等の見守り活動 | 福祉政策課 |
| 2 | 緊急通報システム機器の貸与 | 緊急時通報システム機器を貸与し、緊急時の安否確認や専門家による医療相談の実施 | 高齢者支援課 |

③ 緊急連絡体制の充実

障がいのある人等が、体調急変等の緊急時に通報機器のボタンを押すだけで警備員が駆け付け安否確認を行う緊急通報システム機器の貸与を行っています。

また、聴覚障がいのある人等が、自宅や外出先での救急時に緊急通報を可能とするために、NET119^{※1}、FAX119^{※2}を使った緊急連絡体制の運用を行うとともに、対象者への情報提供を行い、加入の推進を図ります。

※1 スマートフォン等のインターネット接続機能を利用して通報するサービス（登録必要）

※2 FAXを利用して通報するサービス（登録不要）

第4期磐田市障害者計画

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------------------|--|---------|
| 1 | 緊急通報システム機器の貸与 【再掲】 | 緊急時通報システム機器を貸与し、緊急時の安否確認や専門家による医療相談の実施 | 高齢者支援課 |
| 2 | 聴覚、言語障がい者用119番通報システム運用 | NET119、メール119、FAX119を使った緊急連絡体制の運用、情報提供 | 消防本部警防課 |

(2) 災害対策の促進

災害時における円滑な避難ができるように普段からの準備に努めるとともに、障がいの有無にかかわらず避難生活での負担が軽減できるよう、避難所や連絡体制の整備を推進します。

① 災害時要配慮者支援体制の整備

特に配慮が必要な方を避難行動要支援者名簿に登録し、自治会や自主防災会、民生委員・児童委員に情報提供を行うとともに、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成し、災害時の避難誘導及び安否確認を円滑に実施できるよう支援体制を整備していきます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|--------------|--------------------------|-------|
| 1 | 災害における要配慮者支援 | 避難行動要支援者名簿作成による避難支援体制の整備 | 福祉政策課 |

② 防災に関する情報提供

ソーシャルメディア等の情報伝達手段の多様化を図り、障がいのある人自身が防災に関心を持ち、行動につながるよう情報を提供していきます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|-----------|---|---------------------------|
| 1 | 防災関連情報の提供 | 風水害や地震などの防災情報（緊急災害情報）などのメール、ライン及びエリアメール配信 | 広報広聴・シティプロモーション課 危機管理課 |

③ 避難所の充実

指定避難所の運営において、要配慮者からの相談対応と確実な情報伝達、要配慮者避難スペース等を確保し、障がいのある人などへ配慮するとともに、避難方法を含め検討し、福祉避難所の整備を推進します。

また、指定避難所から福祉避難所までの移動支援体制や福祉避難所に必要な物資・器材の備蓄及び市災害対策本部とその他の福祉避難所との連絡体制について、整備を進めていきます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|----------|----------------------------|-----------------|
| 1 | 避難所運営の支援 | 避難所での障がいのある人や高齢者等の要配慮者への配慮 | 危機管理課 避難所開設班 |
| 2 | 福祉避難所の整備 | 福祉避難所の運営と整備 | 高齢者支援課 福祉相談課 |

④ 防災用具の提供支援

大規模災害に備えて、重度の身体障がいがある人や難病患者などに必要な防災用具や防災用具の継続使用のためのバッテリー等の購入に対する助成をします。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------------|---|-------|
| 1 | 重度身体障害者等防災用具給付事業 | 重度身体障がい者及び難病患者に対し、大規模災害に備えるための自立支援用具の給付（発電機、バッテリー等） | 福祉相談課 |

4 生活しやすい環境の整備

(1) 利用しやすい交通の確保

障がいの有無にかかわらず多くの人が利用でき、移動が円滑にできるよう交通網の整備や負担軽減に努めます。

① 公共交通の整備

障がいのある人や高齢者などの日常生活及び社会生活を支援するため、デマンド型乗合タクシーの運行および利用支援を図ります。

また、利用方法や運行場所の拡充等の検討を重ねていきます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------|----------------|---------|
| 1 | 地域公共交通推進事業 | デマンド型乗合タクシーの運行 | 自治デザイン課 |

② 移動支援における負担軽減

障がいのある人に対して、タクシー利用料金の一部や福祉施設等に通所する方に通所に要する費用の一部を助成していきます。

なお、タクシー利用料金の助成に関しては、利用者アンケートや障がい者団体との意見交換を通して、助成方法等の検討を行い、利用者にとってより高い利便性を確保します。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|-----------------|---------------------------------|-------|
| 1 | 障害者タクシー利用料金助成事業 | 障がい者に対し、タクシー利用料金の一部助成 | 福祉相談課 |
| 2 | 障害者福祉施設通所費助成事業 | 福祉施設等に通所する障がい者を対象に通所に要する費用の一部助成 | 福祉相談課 |

③ 自動車運転免許取得・改造費の助成

身体障がいのある人の自動車運転免許の取得費用及び自動車を改造するために要した経費の一部を助成します。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|---------------|---|-------|
| 1 | 自動車運転免許取得助成事業 | 身体障がい者が運転免許を取得する際の費用の一部助成 | 福祉相談課 |
| 2 | 自動車改造費助成事業 | 身体障がい者が所有する自動車を自らの運転に適合するよう改造する際に要する経費の一部助成 | 福祉相談課 |

④ ゆずりあい駐車場事業の啓発・推進

車椅子マークの駐車場の利用適正化を図るため、「静岡県ゆずりあい駐車場事業」の普及・啓発を推進します。

⑤ 福祉車両貸出事業の実施（社会福祉協議会事業）

障がいのある人の移動を支援するため、車椅子、ストレッチャーのまま乗車できるリフトやスロープ付き福祉車両の貸し出しを行います。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------|--------------|------------|
| 1 | 福祉車両の貸出し支援 | スロープ付き車両の貸出し | 磐田市社会福祉協議会 |

(2) 利用しやすい建物等の確保

ユニバーサルデザイン化を推進し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

① 公共施設のユニバーサルデザイン化

だれもが利用しやすい公共施設とするため、スロープや点字ブロック、バリアフリートイレ等の設置など障がい者団体の意見を聞きながら、利用者の特性に配慮した整備に努めます。

② 建築物のユニバーサルデザイン化

不特定多数の人が利用する建築物（銀行、大型店舗など）に対し、「バリアフリー法」「静岡県福祉のまちづくり条例」の主旨に沿って、障がいのある人が施設を快適に利用することができるよう、障がい者用駐車場、障がい者用トイレ、スロープの設置、視覚障がい者用誘導ブロック、点字による案内の明示などの整備を推進します。

③ 安全な歩行空間の整備

住みやすく移動しやすい環境を確保するため、歩道の整備、視覚障がい者用誘導ブロックの敷設及び障がいのある人に配慮した案内標識の整備などを推進しています。

また、危険区域については市民や障がい者団体の意見を聞き、障がいのある人などの移動が円滑になるように総合的な整備に努めます。



5 情報・コミュニケーションの充実

(1) 情報バリアフリー化の推進

障がいの種別関係なく情報の取得が円滑に進むよう、幅広い情報提供に努めるとともに、情報保障の充実を図ります。

① 情報発信のバリアフリー化

障がいのある人に対して、行政情報を発信する際、ソーシャルメディアでの発信をはじめ、点字化や拡大文字、音声訳などのバリアフリー化に配慮します。

また、ダイバーシティ推進施策の一つとして、外国人や障がい者など様々な人に配慮した「やさしい日本語」ガイドブックを活用して、難しい表現が多い行政文書を誰にとっても分かりやすいものにします。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|--------------|---------------------------------------|------------------|
| 1 | 「やさしい日本語」研修会 | 「やさしい日本語」ガイドブックによるやさしい日本語を考えるポイントの学習 | 自治デザイン課 |
| 2 | 広報プラスいわた | 「広報いわた」のデータを専用アプリと専用Webページで配信（音声聴取可能） | 広報広聴・シティプロモーション課 |

② 図書館視覚障がい者支援

図書館にて、録音図書、点訳図書の製作や貸出、対面朗読を行います。また、日本点字図書館などの各施設が発行している新刊案内や、図書館作成の「声の図書館だより」などを音声や点字で送付します。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|----------------|----------------------------------|-------|
| 1 | 図書館視覚障害者サービス事業 | 対面朗読、録音・点字図書の制作・貸出、「声の図書館だより」の送付 | 中央図書館 |

(2) コミュニケーション支援体制の充実

住み慣れた地域において自立した生活を送るために、地域社会への参加を促進するための支援を行い、地域の人との円滑な交流の促進に努めます。

① 多様なコミュニケーション手段への理解

障がいの特性による多様なコミュニケーション手段^{※1}への理解を促進するとともに、普及、啓発に努めます。

※1 手話、要約筆記、筆談、点字、音声、拡大文字など

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|----------------------|--|-------|
| 1 | 手話奉仕員養成事業 (入門・基礎) | 国で定めたカリキュラムによる手話奉仕員養成講座の実施 | 福祉相談課 |
| 2 | 夏休み子ども手話教室 | 小学4～6年生の児童を対象としたゲーム等を交えての手話教室の実施 | 福祉相談課 |
| 3 | 初めての手話教室 | あいさつなどの初心者向けの手話を学ぶ教室の実施 | 福祉相談課 |
| 4 | 要約筆記体験講座 | 講義や実技を通して、要約筆記がどのようなものか知り、聞こえが不自由な方への理解を深める講座の実施 | 福祉相談課 |



コラム

手話で伝える 手話でつながる

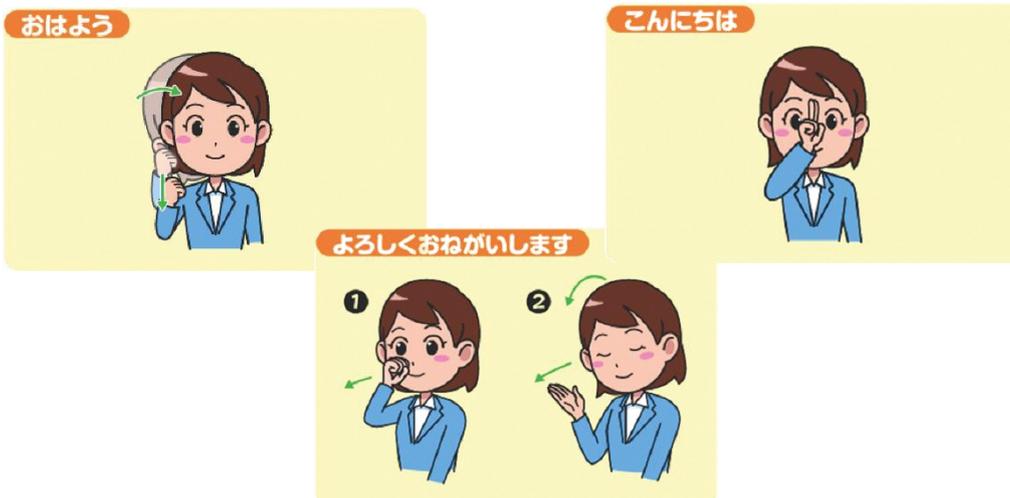
～コミュニケーションの輪を広げましょう～

ろう者^{*1}は、意思疎通を図る上で必要な手話を言語として、大切に育み、受け継いできました。

手話は、手だけでなく表情や全身を用い、耳や声に頼らない独自の体系を持つ視覚的に表現する言語です。

磐田市では、「磐田市手話言語条例」を制定し、手話への理解の促進及び手話の普及に努めています。多くの方が手話を知り、理解を深めることで、地域における手話の使いやすい環境を整え、手話を使う人たちが自立した日常生活を送り、社会参加をし、心豊かに暮らすことができるよう、ご理解とご協力をお願いします。

^{*1} 補聴器をつけても音声判別できない方



② 聴覚障がいのある人への通訳者派遣

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある人に対し、手話通訳者及び要約筆記通訳者を派遣します。

また、手話奉仕員を確保するため、養成講座を開催し、通訳者の資格を取得するための支援を行います。

さらに、手話奉仕員の養成講座終了後にも手話通訳者の資格を取得するために、手話サークルやろうあ協会の手話を学ぶ機会を提供できるよう、切れ目のない支援を検討します。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|---------------------------|---------------------------------------|------------------|
| 1 | 手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業 | 手話通訳や要約筆記通訳が必要な人へ手話通訳者及び要約筆記通訳者の派遣の実施 | 福祉相談課 |
| 2 | 手話奉仕員養成事業 (入門・基礎) 【再掲】 | 国で定めたカリキュラムによる手話奉仕員養成講座の実施 | 福祉相談課 |
| 3 | 手話通訳者や要約筆記通訳者資格取得補助 | 手話通訳者や要約筆記通訳者の試験に係る受験料等の助成 | 福祉相談課 |
| 4 | 市長定例記者会見での手話通訳 | 市長定例記者会見の手話付き動画配信 | 広報広聴・シティプロモーション課 |

③ 専任手話通訳者の設置

聴覚障がいのある人の意思疎通の円滑化を図るため、専任手話通訳者を総合健康福祉会館iプラザへ設置します。

また、支所での対応として、遠隔から手話通訳が利用できる様々な方法を検討していきます。

基本目標2 地域における支援体制の充実

1 相談支援体制の充実

(1) 相談・情報提供体制の充実

困りごとを抱えた障がいのある人や家族等が気軽に相談できる体制を整備し、必要に応じて支援や障害福祉サービス等の利用につながるよう、相談支援体制の充実に努めます。

① 相談・情報提供体制の充実（基幹相談支援センターの機能の充実）

磐田市障害者相談支援センターを拠点とし、福祉サービスの利用や権利擁護等の相談に対応し、支援情報の提供や障がいのある人や家族等の意向に配慮した支援を行うとともに、関連機関の連携を強化し、困難なケースにも対応できる基幹的相談支援体制の充実に努めます。また、発達障がい、高次脳機能障がい、難病など多様化するニーズに対応できるよう、相談員の資質向上などの機能強化に努めます。

② 指定特定計画相談支援（自立支援給付）

障害福祉サービスを利用する障がいのある人を対象に、指定特定・障害児者相談支援事業所において、障害福祉サービス等の利用計画を作成し、サービス利用に向けた連絡や調整などの相談支援を行います。

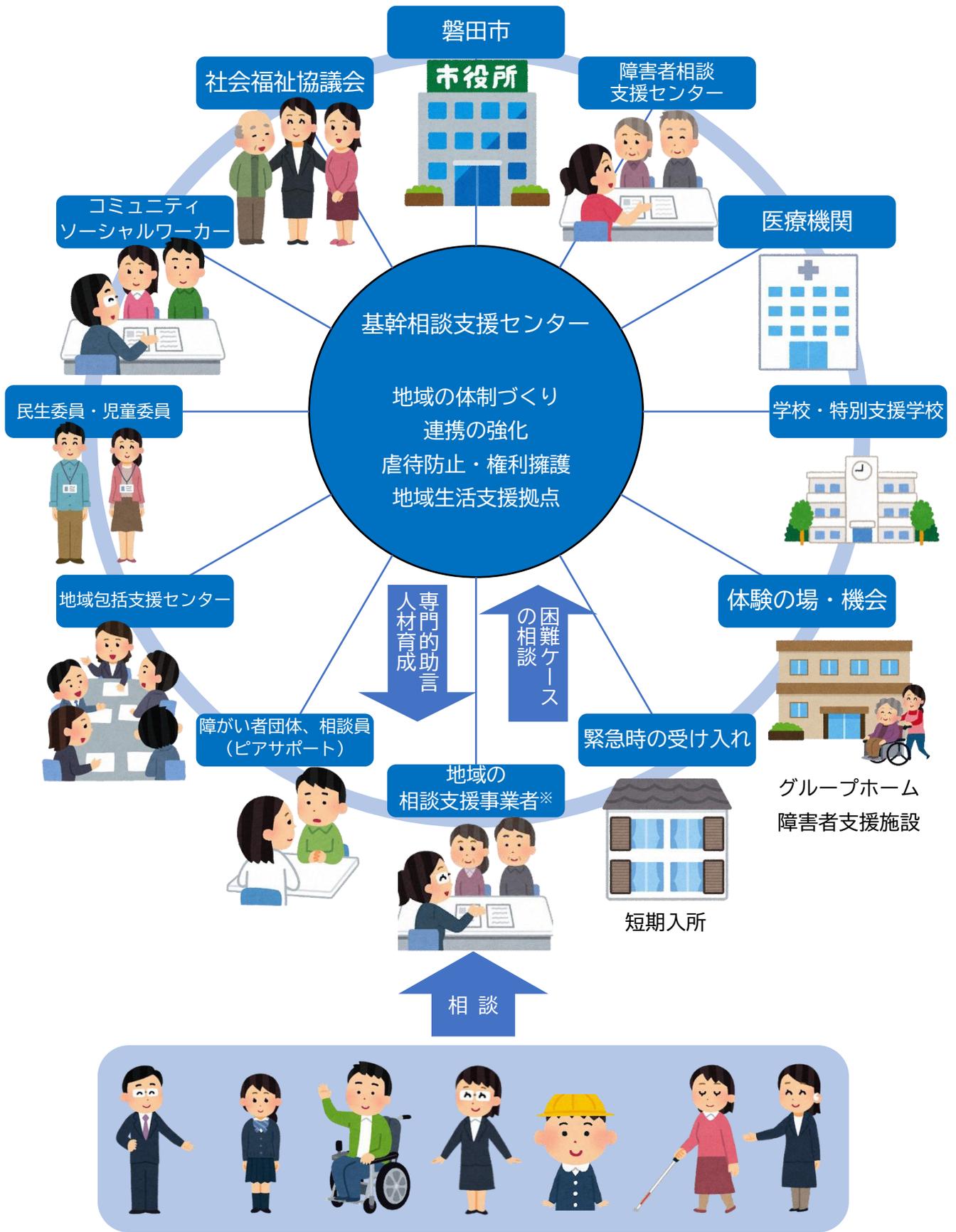
また、緊急受入等の緊急時の相談や計画作成にも対応します。

③ 身近な地域での相談（障害者相談員による相談）

障がいのある人や家族等が自らの体験に基づいて、相談相手となり、共有する者として社会参加や地域での交流、問題の解決等を行うため、障がい者団体による相談会や勉強会の開催を支援します。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|--------------------|---------------------|-------|
| 1 | 障がい者相談会の開催 【再掲】 | 障がい者団体による定期的な相談会の開催 | 福祉相談課 |

基幹相談支援センターのイメージ



※：地域の相談支援事業者：障害者相談支援事業所、特定相談支援事業所及び一般相談支援事業所

(2) 権利擁護の推進

高齢者・障害者権利擁護ネットワーク会議及び障害者虐待防止センターを設置し、障がいのある人の権利擁護を推進します。

また、磐田市社会福祉協議会と連携し、各制度の周知に努めます。

① 成年後見制度の利用促進

障がい者をはじめとして、すべての市民が必要な時に成年後見制度が利用できるように、成年後見支援センターが中心となって、制度の普及啓発、相談支援及び関係機関との連携に取り組み、権利擁護体制の充実を図ります。

また、身近な地域で身近な人が継続的に見守りを行う地域福祉の観点から、市民が後見人となるよう、市民後見人などの養成を進めていきます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|----------------|---------------------------------|-----------------------|
| 1 | 成年後見支援センター運営事業 | 制度の広報、相談、利用促進、市民後見人の養成、後見人支援の実施 | 福祉相談課 (磐田市社会福祉協議会) |
| 2 | 成年後見人等報酬助成事業 | 資力の低い対象者の成年後見人等へ支払う報酬額の助成 | 福祉相談課 |

② 日常生活自立支援事業（県社会福祉協議会事業）

日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい方を対象に、福祉サービスの利用援助を基本サービスとして、日常的な金銭管理や書類の預かりを行います。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|----------------------------|---------------------------------------|------------|
| 1 | 日常生活自立支援事業 (県社会福祉協議会事業) | 福祉サービスを利用する際の手続きや、預金の出し入れ、大切な書類管理等の支援 | 磐田市社会福祉協議会 |

③ 障がい者虐待防止の推進

高齢者・障害者権利擁護ネットワーク会議を設置し、関係機関の協力体制の整備と、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、再発防止等の推進及び障がい者差別の解消の推進に努めます。

また、障害者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待防止に関する啓発活動を推進し、サービス事業所や指定特定計画相談事業所等と勉強会を開催するなど、迅速かつ的確な対応が図られ、早期発見や理解促進につながるよう体制整備を進めます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|---------------------|----------------------------|-----------------------|
| 1 | 成年後見支援センター運営事業【再掲】 | 制度の広報、相談、利用促進、後見人支援の実施 | 福祉相談課 (磐田市社会福祉協議会) |
| 2 | 障害者虐待防止センター事業 | 権利擁護及び虐待防止のための広報、相談及び助言の実施 | 福祉相談課 |
| 3 | 高齢者・障害者権利擁護ネットワーク会議 | 関係機関の連携強化や虐待の再発防止のための会議の開催 | 福祉相談課 |



コラム

みんなで防ごう！障がい者虐待

～一人一人が尊重し支え合える社会を実現するために～

障がい者虐待は、特定の人や家庭・施設で起こるものではなく、どこでも起こりうる身近な問題です。

虐待をしても本人にその自覚のない場合や、虐待されていても障がい者本人が自らSOSを訴えられないことがありますので、小さな兆候を見逃さないことが重要です。

障がい者虐待に対する対応として重要なのは、問題が深刻化する前の早期に発見し、必要な支援につなげていくことです。

「もしかして…?」「虐待かも…」と感じたら、
「磐田市障害者虐待防止センター」に相談・通報してください。

磐田市障害者虐待防止センター

(住 所) 磐田市国府台57-7
(電話/FAX) 0538-84-6661
(メー ル) i.soudan577@gmail.com



いっしょ
SHINJYU

2 暮らしを支えるサービスの充実

(1) 障害福祉サービスの充実

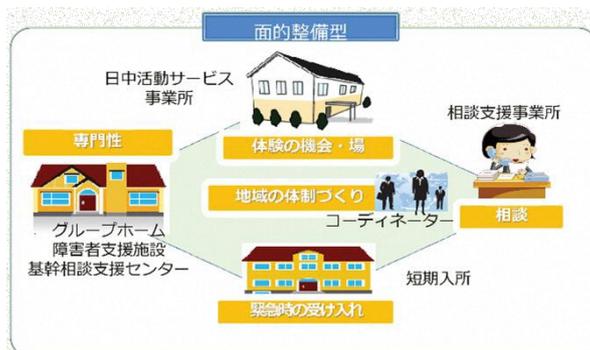
住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らすためには、在宅支援の中心となる訪問系サービス、昼間の活動や働く場となる日中活動系サービス及び住む場所となる居住系サービス等の障害福祉サービスを中心に移動のための支援や福祉用具の利用支援等の地域生活支援事業等による総合的なサポート体制の整備が必要です。

① 障害福祉サービスの充実

障がいのある人が心身の状況に応じて、必要な支援を受けることのできる質の高い地域生活支援体制を整備します。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|-------------------------|---|-------|
| 1 | 地域生活支援拠点の設置 | 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、相談、一人暮らしの体験機会及び緊急時の対応など、地域生活支援の提供の調整を基幹相談支援センターが実施する地域生活支援拠点体制の整備 | 福祉相談課 |
| 2 | 障害福祉サービスの提供 (自立支援給付) | 自宅等で支援を受ける訪問系サービスや昼間に施設等で利用できる日中活動系サービス、入所施設やグループホーム等で支援を受ける居住系サービス等の提供 | 福祉相談課 |
| 3 | 事業所への指導体制の整備 | 事業者等の適正かつ円滑な事業運営を確保するため、指定特定相談事業所等の立ち入り監査を実施 | 福祉相談課 |
| 4 | 障がい者福祉施設の整備 | 障がい者福祉施設の建設費及び償還金に関する費用の一部補助 | 福祉相談課 |
| 5 | サービス提供に係る人材育成 | 地域の相談支援体制において中核的な役割を担う専門員を養成する取組を静岡県と連携して推進 | 福祉相談課 |

面的整備型の地域生活支援拠点等の整備イメージ



出典：厚生労働省「地域生活支援拠点等について～地域生活支援体制の推進～【第2版】」より抜粋

第4期磐田市障害者計画

② ニーズに応じた支援の充実

障がいのある人のニーズに基づき、適切で効果的な支援を行います。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|----------------------|-------------------------------------|-------|
| 1 | 地域活動支援センター事業 【再掲】 | 障がいのある人の創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流の場の提供 | 福祉相談課 |
| 2 | 補装具費の支給 | 身体機能を補完・代替する車椅子等の補装具の支給 | 福祉相談課 |
| 3 | 日中一時支援事業 | 障害福祉サービス外の在宅の障がい者及び難病患者の一時預かり支援 | 福祉相談課 |
| 4 | 移動支援事業 | 屋外の移動が困難な障がい者及び難病患者の外出時付き添い支援 | 福祉相談課 |
| 5 | 日常生活用具費助成事業【再掲】 | 家庭生活の不便を解消するため、住宅改修費等の一部補助 | 福祉相談課 |
| 6 | 訪問入浴サービス事業 | 居宅を訪問し、移動入浴車による入浴サービスの提供 | 福祉相談課 |
| 7 | ライフサポート事業 | 在宅支援や短期入所等障がい者の生活支援サービスの提供 | 福祉相談課 |
| 8 | 障がい者等就労支援窓口の設置 | 面談を通じた職業適性や能力検査の実施、支援機関と連携した伴走支援 | 福祉相談課 |

③ 特性に応じた支援の推進

障がいのある人への効果的な支援については、その特性に応じた支援が重要となります。

そのため、難病、医療的ケアを必要とする方、高次脳機能障がい及び強度行動障がいなど、個々の状況に即した支援内容を検討していきます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|-------------------------|------------------------------------|----------------------------|
| 1 | 難病患者介護家族 リフレッシュ事業 | 難病患者等に対して、訪問看護の提供 | 福祉相談課 |
| 2 | 医療的ケア児者支援者 ネットワーク会議 | 医療、福祉、教育関係者等で構成するネットワーク会議の開催 | 福祉相談課 |
| 3 | 医療的ケアの実施 | 幼稚園・保育園や小・中学校での医療的ケア児の受入及び医療的ケアの実施 | こども未来課 幼稚園保育園課 学校教育課 |
| 4 | 強度行動障がいを有する方への支援体制整備の検討 | 自立支援協議会での協議、検討 | 福祉相談課 |

④ 経済的支援の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で生活していくためには、雇用・就労を推進する施策とともに、経済的支援を充実していくことが必要になります。

国による年金及び手当の給付を中心に経済的な支援を行います。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|---------------------|--|------------|
| 1 | 各種手当の給付 | 各種手当（特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当）の給付 | 福祉相談課 |
| 2 | 心身障害者扶養共済制度 | 障がい者の将来の生活を危惧する保護者の負担軽減を図るため、掛け金の徴収・扶養共済年金の支払い | 福祉相談課 |
| 3 | 重度障害者・児医療費助成 | 保険診療に伴う自己負担金、薬剤一部負担金、訪問看護療養費の基本利用料の助成 | 福祉相談課 |
| 4 | 精神障害者入院医療費助成 | 精神障がい者入院費用の一部助成 | 福祉相談課 |
| 5 | 障害者施設通所費助成【再掲】 | 福祉施設等に通所する障がい者を対象に通所に要する費用の一部助成 | 福祉相談課 |
| 6 | 障害者タクシー利用料金助成事業【再掲】 | 障がい者に対し、タクシー利用料金の一部助成 | 福祉相談課 |
| 7 | 障害者食の自立支援事業 | 障がい者の生活の質の確保と安否確認のため在宅の障がい者への弁当配達サービスの実施 | 福祉相談課 |
| 8 | 小口福祉資金貸付事業 | 緊急時に生活資金を必要とする者への小口福祉基金貸付 | 磐田市社会福祉協議会 |
| 9 | 障害年金の請求手続きの支援 | 社会保険労務士の紹介、相談に関する連携支援 | 国保年金課 |

第4期磐田市障害者計画

(2) 適切な保健・医療サービスの充実

障がいのある人が地域の一員として、安心して生活できるよう、地域移行や地域定着を進めるとともに、健康に生活できるよう健診等を実施し、疾病等の早期発見や予防に努めます。

① 特定健診等事業

障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見のため、国民健康保険の40～74歳の被保険者を対象に特定健診や、生活習慣病予防のため、特定保健指導や重症化予防の指導を実施していきます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|--------|----------------------------|-------|
| 1 | 特定健診事業 | 国民健康保険加入者への特定健診 | 健康増進課 |
| 2 | 特定保健指導 | 保健師等からの健康支援 ※特定健診の結果による | 健康増進課 |
| 3 | まちな保健室 | 地区担当保健師等による相談 | 健康増進課 |

② 自立支援医療（自立支援給付）

自立支援医療は、障がい者医療に関する経済的支援制度で、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」があり、いずれも医療費の1割が自己負担となります（低所得者の軽減措置あり）。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|----------------|--------------------------|-------|
| 1 | 自立支援医療（自立支援給付） | 更生医療費、育成医療費、精神通院医療費の一部助成 | 福祉相談課 |

③ 障がいのある人の歯科診療

障がいのある人の歯科診療を磐周歯科医師会の協力により進めます。

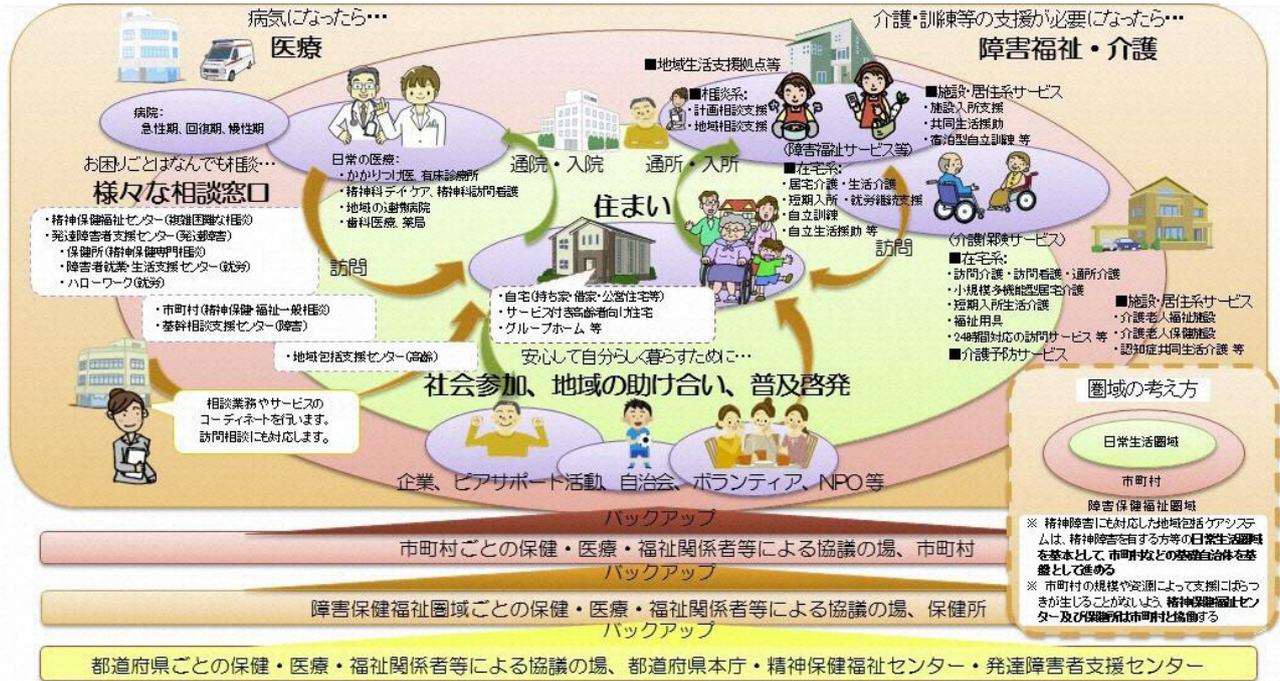
また、知的障がいのある方の歯科診療や移動が困難な方等への訪問歯科診療を実施している医院の情報発信に努めます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|----------|--------------|-------|
| 1 | 障がい者歯科診療 | 知的障がい者への歯科診療 | 健康増進課 |

④ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して暮らせるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築に努めます。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムのイメージ図



出典：厚生労働省障害福祉関係主管課長会議資料より抜粋

基本目標3 障がい児支援の充実

1 切れ目のない支援体制の充実

(1) 発達支援体制の充実

障がいのある子どもや保護者、支援者への支援も含め、乳幼児期から一貫した切れ目のない支援体制を強化します。

① 母子保健施策の充実

妊婦の健康管理と子どもの健やかな成長のために妊婦健康検査を実施し、母体の保護と出生児の疾病予防に努めます。また、支援が必要な妊産婦・乳幼児に対し、育児などの相談支援を行います。

疾病、身体・知的・精神発達遅滞の早期発見及び育児支援のため、4か月児、10か月児、1歳6か月児及び3歳児の健康診査を実施し、健診後の支援の充実に努めます。

② 幼稚園・保育園・こども園等における障がいのある子どもの受入れ

障がいのある子どもを受け入れやすくするための環境を整え、保健、医療及び福祉との他機関連携を行いながら、園での教育・保育や保護者支援を実施します。

園職員向けに、子どもや保護者に寄り添った教育・保育力の向上を図るため、発達支援に関する知識や技術を学ぶ研修を実施します。また、保護者に寄り添い、将来の社会的自立を見通した支援を行うための相談スキル向上を目指した研修も行います。

③ 磐田市幼児ことばの教室

正しい発音ができない、言葉の発達に遅れがあるなど、「ことば」に心配や不安のある子どもを対象に、話すことや聴くことの基礎を育てながら、話すことの意欲向上や言葉のやり取りの仕方を身につけられるように指導・相談支援を進めます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|----------|-----------------------|--------|
| 1 | 幼児ことばの教室 | 言語相談や遊びを通して指導を行う教室の開催 | こども未来課 |

④ 医療的ケア児支援

医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を行うため、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、地域課題やその対応策について継続的に情報共有や意見交換を行う協議の場の設置など、必要な支援の検討と医療機関等との連携を図ります。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------------------|------------------------------|-----------------|
| 1 | 医療的ケア児者支援者ネットワーク会議【再掲】 | 医療、福祉、教育関係者等で構成するネットワーク会議の開催 | 福祉相談課 |
| 2 | 医療的ケアの実施【再掲】 | 保育園等での医療的ケア児の受入及び医療的ケアの実施 | こども未来課 学校教育課 |

⑤ 保護者支援

発達に課題のある子どもの保護者に対して、就学、進学や就職に対する情報提供の場を設け、子どもの将来に対する不安軽減に努めます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|--------------|---|--------|
| 1 | 就学についての情報交換会 | 保護者を対象に就学支援、特別支援教育、小学校生活の様子などについての講座の開催 | こども未来課 |
| 2 | 発達支援講演会 | 発達に課題のある子どもの保護者や教育・保育関係者等を対象にした講演会の実施 | こども未来課 |

⑥ 障害児通所支援（障害児通所給付）

療育的支援を必要としている子どもとその保護者に対し、児童発達支援センターをはじめ地域の事業所と連携しながら障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等）の機会を提供します。また、市内各事業所と行政間の情報連携や課題共有を通じて、サービスの質の向上を図ります。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|-----------|----------------------------------|--------|
| 1 | 障害児通所支援事業 | 地域での生活を支援するため、障害児通所支援にかかる費用の一部給付 | こども未来課 |

⑦ 日中一時支援（地域生活支援事業）

障がいのある子どもの日中における活動の場を確保して、家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休息への支援を図ります。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|--------------------|------------------------|-------|
| 1 | 日中一時支援事業（地域生活支援事業） | 在宅の障がい児者及び難病患者の一時預かり支援 | 福祉相談課 |

(2) 相談支援体制の充実

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが抱えている困りごとや、保護者の不安や疑問などに寄り添いながら、相談を通じて社会的自立や自己実現に向けて支援の充実を図ります。

① 磐田市発達支援センター「はあと」での相談事業

発達に課題のある子どもや保護者を対象に、保健、医療、福祉及び教育等との他機関連携を行いながら、乳幼児期から青年期まで切れ目のない情報提供を行います。

また、個々の子どもが持つ現状や課題が複雑化してきていることから、組織的で一貫した支援体制の強化を図るため、医療機関及び関係機関との連携を密にしながら、適切な対応をしていきます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------------------|-------------|--------|
| 1 | 磐田市発達支援センター「はあと」での相談事業 | 来所・電話での相談対応 | こども未来課 |

② こども若者家庭センターでのこども相談事業

18歳未満の子どもに関して、気になっていることや困っていることの相談を行います。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|-------|-----------------|-------------|
| 1 | こども相談 | 子育てに関する幅広い相談の対応 | こども若者家庭センター |

③ 指定障害児相談支援（障害児相談支援給付）

障害福祉サービスを利用する障がいのある子どもを対象に、指定障害児相談支援事業所において障害福祉サービス等の利用計画を作成し、サービス利用に向けた連絡・調整などの相談支援を行います。



2 特別支援教育の充実

(1) 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒に対する支援を関係機関と連携して推進します。

① 特別支援教育の推進

一人ひとりの教育的ニーズを把握して、教育支援員やスクールソーシャルワーカーなどを配置し、適切な支援を進めていきます。

また、障がいのある児童生徒に対する支援について、関係機関と連携しながら、推進していきます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------------|---|-------|
| 1 | 特別支援教育就学奨励費 | 特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校教育にかかる費用の一部補助 | 教育総務課 |
| 2 | スクールソーシャルワーカーの配置 | 児童生徒が置かれた環境の改善を図る専門員の配置 | 学校教育課 |

② 通級による指導

小・中学校の通常学級に在籍する障がいのある児童生徒が、ほとんどの授業を通常学級で受けながら、障がいの状態などに応じた指導や支援を通級指導教室で受ける指導です。

ことばの遅れや発音がしっかりしないなど、「ことば」に心配や不安のある児童生徒を対象とした言語通級指導教室（ことばの教室）や学習障がいなどの特別な支援を必要とする児童生徒を対象としたLD等通級指導教室（すまいる）を設置しています。

また、聴覚について支援が必要な児童生徒を対象とした聴覚通級指導教室など、特別支援学校や関係機関と協力し、「個」に応じたきめ細かな支援を推進していきます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------|---|-------|
| 1 | 通級指導教室運営事業 | 通常の学級での学習におおむね参加できるものの一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して指導を行う教室の運営 | 学校教育課 |

③ 就学支援委員会等との連携

障がいのある児童生徒に適切な就学支援が行われるよう、就学支援委員会や特別支援学校などと連携し、障がいに応じた教育の推進に努めます。

第4期磐田市障害者計画

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------|---|------------------|
| 1 | 磐田市就学支援委員会 | 児童生徒の障がいの種類や程度に応じた適切な就学支援を行うための調査、審議の実施 | 学校教育課 幼稚園保育園課 |
| 2 | 特別支援学校との連携 | 支援を必要とする児童生徒や保護者のニーズの把握、特別支援学校との協議 | 学校教育課 |

④ 教育支援員の配置

一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実を図るため、学級担任とともに支援する教育支援員等の配置をします。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|----------|---|-------|
| 1 | 教育支援員の配置 | 特別支援学級及び通常学級担任とともに支援を要する児童生徒の補助に当たる教育支援員・学校介助員の配置 | 学校教育課 |

⑤ 教職員の資質の向上

特別支援コーディネーター、特別支援学級担任、通常学級担任、教育支援員を対象に、通級指導教室や特別支援学校等の関係機関、学識経験者等とも連携を図りながら、教職員の特別支援教育の理解推進や指導力の向上のため、研修を実施します。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|--------------|----------------------------------|-------|
| 1 | 特別支援教育研修会 | 特別に支援を必要とする児童生徒の具体的な対応について研修会の実施 | 学校教育課 |
| 2 | 特別支援教育チーフ委員会 | 磐田市の特別支援教育の充実を図るための委員会の開催 | 学校教育課 |

⑥ 専門家チーム会議

学識経験者、医師、巡回相談を実施した臨床心理士等で組織し、巡回相談を通してあがった困難なケースについて、望ましい教育的対応等の専門的意見を、学校へ示します。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|----------|--------------------------------|-------|
| 1 | 専門家チーム会議 | 児童生徒の望ましい教育的対応についての専門家による会議の開催 | 学校教育課 |

ライフステージに応じた支援体系図

| 年齢 | 0歳 | 6歳 | 10歳 | 15歳 | 18歳 |
|---------------------|--|----|----------------------------|-----------------------|--------------|
| 家庭 子ども若者 センター | 保健師による相談 | | 乳幼児健診 | | 子育て支援センター |
| | 子ども相談 | | | | 若者相談 |
| 子ども 未来課 | 発達に関する相談 | | | | |
| | 発達障がいに関する相談・支援(磐田市発達支援センター「はあと」) | | | | |
| | 巡回相談(幼稚園・子ども園・保育園・小学校・中学校) | | | | |
| | 個別相談 | | | | |
| | 幼児ことばの教室 | | | | |
| 福祉 相談課 | 障害者手帳の申請、障がいに関する支援(障害者総合支援法・各種手当、自立支援医療等) | | | | |
| | | | | | 障がい者等就労相談 |
| | 障害者相談支援センター | | | | |
| | 障害者相談員による相談 | | | | |
| 保育 園課 | 幼稚園 | | 子ども園、保育園 | | |
| 学校・ 教育委員会 | | | 市内小・中学校(通常学級・特別支援学級) | 普通高校 専修学校 通信制高校 | |
| | | | 言語通級指導教室 | | |
| | | | LD等通級指導教室 | | |
| | | | 放課後児童クラブ | | |
| | | | 特別支援学校 幼稚部・小学部・中学部・高等部・専攻科 | | |
| | | | 特別支援学校・特別支援学級への就学相談 | | |
| | | | 特別支援教育就学奨励費の支給 | | |
| | | | 静岡県総合教育センターによる教育相談 | | |
| サー ビス 事業 所 | 児童発達支援 | | 放課後等デイサービス | | 障害福祉 サービス |
| | 計画相談 | | | | |
| | ホームヘルプサービス・短期入所・行動援護 | | 日中一時支援事業 | | |
| | 保育所等訪問支援 | | | | |
| 児童 相談 所 | 発達に関する相談 | | | | |
| | 療育手帳取得の相談、判定 | | | | |
| 関係 機 関 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者就業・生活支援センター ・県ジョブコーチ ・ハローワーク ・職業センター ・相談支援事業者等 | | | | |
| 機 関 | 診療、リハビリテーション 等 | | | | |

基本目標4 障がい者雇用・就労の促進

1 障がいのある人の就労の場の促進

(1) 福祉的就労の充実

関係機関と連携し、企業・事業所向けの雇用促進及び啓発を行います。

① 福祉的就労の充実

障がいの特性により、一般就労が難しい方が、障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）の中で、自身の障がいの特性や体調の状態に合わせて、福祉事業所内でサポートを受けながら働くことができる場を提供することで、経済的な安定と社会参加につながるよう支援していきます。

また、障がいの特性に応じ、より多くの就労機会を提供できるよう農福連携の推進に努めます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|-------------------------|---|-------|
| 1 | 障害福祉サービスの提供 (自立支援給付) | 日中活動系サービス（就労移行支援、 就労継続支援 A 型、B 型）の提供 | 福祉相談課 |

② 障がい者就労施設等からの優先調達の促進

「磐田市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達に努めるとともに、障がい者雇用への理解促進に努めます。また、今後の更なる進展のため、一課一調達を目指し庁内の連携を図ります。

また、障がい者施設で製作した手作り製品の販売機会の提供等の支援を行い、工賃及び就労意欲の向上につなげます。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|---------------------------------|---|-------|
| 1 | 「磐田市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の策定 | 障害者優先調達推進法による調達方針の策定 | 福祉相談課 |
| 2 | いわたぬくまるマーケット 【再掲】 | 「みんなで軽トラ市いわた☆駅前楽市」に特設ブースを設置し、福祉製品の即売会や啓発活動を実施 | 福祉相談課 |



(2) 一般就労の充実

障がいの種別や個々の状況に応じた適切な支援が得られるよう関係機関と連携し、一般就労支援の取組の充実を図ります。

また、障がい者が就労後も安定して働き続けられるよう、職場定着支援を強化するとともに、生活面からの一体的な支援を進めます。

① 雇用支援制度の普及

企業や事業所に向けた関係支援機関を周知するとともに、就労支援を行うジョブコーチ制度の普及を図ります。

② 相談支援体制の充実

就労相談窓口を設置し、障がいのある人の就労に対する悩みや、実際に就労するための相談、個々の状況に合わせた自立支援から就労定着まで、個人の相談内容に応じ、支援機関と連携した切れ目のない支援体制の充実を図ります。

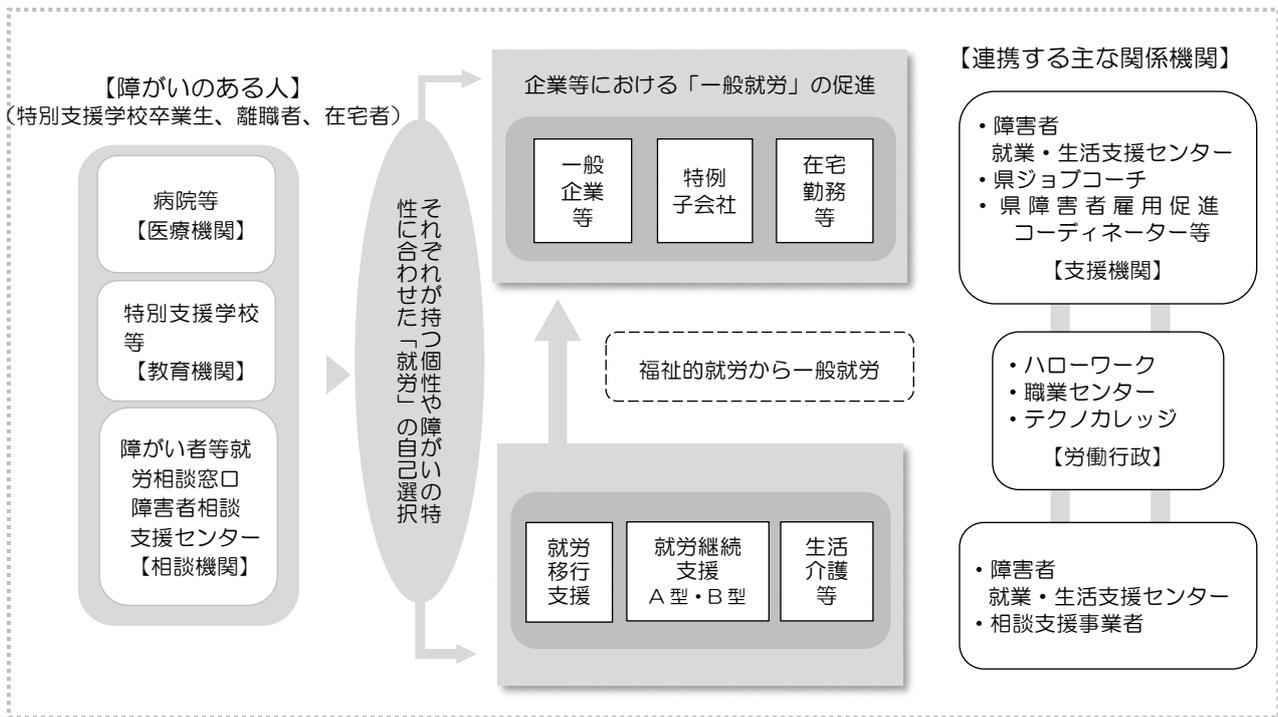
| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|---------------------|-------------------------------------|-------|
| 1 | 障がい者等就労支援窓口の設置 【再掲】 | 面談を通じた職業適性や能力検査の実施、支援機関と連携した個別・伴走支援 | 福祉相談課 |

③ 就労に向けた支援の充実

就労を希望する障がいのある人や就労支援機関の職員等に対し、事業者との情報交換や就労面接会の場を創出し、障がい者就労の促進と事業者に対する障がいの理解促進を図ります。また、インターンシップ等の職場体験の場の提供や、就労に対する意識向上の醸成を図ります。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|-------------------|--|--------------------------------|
| 1 | 障がい者就労支援セミナー | 障がい者雇用を検討する事業所等を対象とした情報交換会や現場見学会の開催 | 経済観光課 (ワークピア磐田) |
| 2 | 障がい者就職面接会 | 障がい者と企業の就職面接会の実施 | 福祉相談課 |
| 3 | インターンシップ事業 | 大学生等に対する就業体験の場の提供 | 職員課 |
| 4 | 「磐田市障害者活躍推進計画」の策定 | 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいた、障害者活躍推進計画の策定と公表 | 職員課 |
| 5 | 就労支援者向け職場見学会 | 障がい者雇用を希望している企業への見学会を通して、障がい者と企業とのマッチングの実施 | 福祉相談課 (静岡県経済産業部 労働雇用政策課) |

第4期磐田市障害者計画



2 障がいのある人の雇用支援

(1) 障がい者雇用の促進

障がい者の自立を推進するために、企業・事業所への障がい者雇用施策を推進していきます。

① 障がいのある人の雇用促進

企業・事業所への説明会や相談会を通して連携を強化し、障がい者雇用の理解につなげます。また、雇用の機会の場の提供を行い、障がい者雇用を促進します。

| 取組 | 事業名 | 事業概要 | 担当課 |
|----|------------------|---|--------------------|
| 1 | 障がい者就労支援セミナー【再掲】 | 障がい者雇用を検討する事業所等を対象とした情報交換会や現場見学会の開催 | 経済観光課 (ワークピア磐田) |
| 2 | 産業振興フェアへの出展 | 産業振興フェアへ出展し、障がい者雇用を検討する事業所等への相談受付や啓発活動の実施 | 福祉相談課 |
| 3 | 障がい者就職面接会【再掲】 | 障がい者と企業の就職面接会の実施 | 福祉相談課 |
| 4 | がんばる企業応援団 | 企業側の現状把握、情報の収集及び課題の検証から企業側に必要な情報のフィードバック | 産業政策課 |

② 雇用支援制度の普及

「障害者就業・生活支援センター」のPRを行うとともに、雇用する側の視点に立ち就労援助を行うジョブコーチ制度の普及を図ります。

第7期磐田市障害福祉計画 第3期磐田市障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

障がいのある人が安心して地域で暮らせるまちづくりを目指すうえでの基盤となる障害福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、本市では、平成30（2018）年度に障がいのある人のための施策に関する6年間の基本的な計画として「第3期磐田市障害者計画」を策定しました。また、障害者計画の実施計画として障害福祉サービス等の提供体制を確保する数値目標を示す「第6期磐田市障害福祉計画」及び「第2期磐田市障害児福祉計画」を令和2（2020）年度に策定しました。

これらの計画期間が満了となるため、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年を計画期間とする「第7期磐田市障害福祉計画」及び「第3期磐田市障害児福祉計画」を策定します。障がいのある人もない人も、誰もがともに認め合い、支え合いながら、住み慣れた地域でその人らしく、安心して暮らせることを目指して、計画的な障がい者施策・事業を推進していきます。

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく市町村障害福祉計画として障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものとされていることから、新たに策定した「第4期磐田市障害者計画」の中の生活支援にかかる実施計画的な位置付けの計画として、整合性をもって推進します。

また、今般の児童福祉法の一部改正により、市町村は基本指針に即して障害児福祉計画を定めるものとされています（第33条の20）。障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する障害福祉計画と一体として作成することとなっており、本市では一体的に作成するものとします。

なお、本市において、別計画で策定していた「磐田市障がい者就労支援推進計画」については、本計画内へ統合し、推進していきます。

2 計画の推進体制

本計画は、障がいのある人の生活に必要なサービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、進捗状況を確認しながら、工夫や改善を積み重ね、着実に取組みを進めていくことが必要になります。

そのため、少なくとも年に1回、その実績を分析、評価し、磐田市障害者施策推進協議会や自立支援協議会等から意見や提案等を受け、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、必要に応じて計画を変更する等の措置を講じます。

第2章 障害福祉計画の策定に向けた国の基本指針

国の基本指針に基づき、本市の最新の障害福祉サービスの状況を反映した適切な目標設定を定める必要があります。

【基本指針の主なポイント】

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

障がい者等の自立支援の観点から、サービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。特に、福祉施設の入所等から地域生活への移行については、常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制を確保する。

福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。

障害児支援のサービス提供体制の計画的な構築

(1) 地域支援体制の構築

- ・児童発達支援センター（児童福祉法）の地域における中核的な支援機能を踏まえ、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備する。

(2) 保育、保健医療、教育及び就労支援等の関係機関と連携した支援

(3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

- ・重症心身障害児及び医療的ケア児
- ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい児
- ・虐待を受けた障がい児

(5) 障害児相談支援の提供体制の確保

第3章 計画の成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行の促進

福祉施設入所者の地域生活への移行については、国が定める基本指針に基づき、令和8（2026）年度における数値目標を設定します。

【国の目標値】

- 令和4（2022）年度末時点の施設入所者の5%以上を削減
- 令和4（2022）年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行

【本市の目標】

| 項目 | 数値目標 | 数値目標設定の考え方 |
|----------------|------|---------------------|
| 入所者数（A） | 103人 | 令和4（2022）年度末時点の入所者数 |
| 入所者数（B） | 97人 | 令和8（2026）年度末時点の入所者数 |
| 施設入所者削減目標値 | 6人 | 削減人数（A－B） |
| | 5.8% | 削減割合（（A－B）／A） |
| 地域生活移行者数目標値（C） | 4人 | |
| | 3.9% | 移行割合（C／A） |

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、国が定める基本指針に基づき令和8（2026）年度における数値目標を設定します。

【国の目標値】

- 市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する

（1）保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置（活動指標）

【本市の目標】

| 項目 | 数値目標 | 備考 |
|--------------------------------|------|--|
| 令和6（2024）～8（2026）年度における協議の場の設置 | 設置済 | 令和5（2023）年度、中東遠圏域自立支援協議会地域移行・地域定着部会を位置づけ |

3 地域生活支援拠点等における機能の充実

地域生活支援の充実については、国が定める基本指針に基づき令和8（2026）年度における数値目標を設定します。

【国の目標値】

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

（1）地域生活支援拠点等の確保

【本市の目標】

| 項目 | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 備考 |
|---|-----------------|-----------------|-----------------|--|
| 相談 | ○ | ○ | ○ | 基幹相談支援センターを中心に、サービス事業所等が分担してこれらの機能を担うよう自立支援協議会の中で協議していく。 |
| 緊急時受入・対応 | ○ | ○ | ○ | |
| 体験の機会・場 | ○ | ○ | ○ | |
| 専門的人材の確保・養成 | ○ | ○ | ○ | |
| 地域の体制づくり | ○ | ○ | ○ | |
| 強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制整備 | - | - | ○ | 市内の強度行動障害者数を把握し、その支援体制について、自立支援協議会で協議し整備していく。 |

（2）地域生活支援拠点等に係る検証・検討（活動指標）

【本市の目標】

| 項目 | 数値目標 | 整備予定年度 |
|--------------------|------|-----------------|
| 地域生活支援拠点等の整備及び機能充実 | 1箇所 | 令和6（2024）年度設置予定 |

| 項目 | 令和5年度 (2023) (見込) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|---------------|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| コーディネーターの配置人数 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 検証及び検討の年間実施回数 | 0回 | 1回 | 1回 | 1回 |

(3) 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実（活動指標）

【本市の目標】

| 項目 | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 備考 |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---|
| 強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備 | - | - | ○ | 専門的知識を有する市内の強度行動障害支援者養成研修修了者を把握し、体制整備の協議を進める。 |

4 福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設の利用者の一般就労への移行については、国が定める基本指針に基づき令和8（2026）年度における数値目標を設定します。

(1) 福祉施設から一般就労への移行

【国の目標値】

- 福祉施設から一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.28倍以上にする

【本市の目標】

| 項目 | 数値目標 | 数値目標設定の考え方 |
|-------------------|------|---|
| 一般就労移行者数（年間） | 36人 | 令和3（2021）年度実績 |
| 【目標値】 一般就労移行者数 | 47人 | 令和8（2026）年度末見込み 以下(2)、(3)、及び(4)を合算した数値として1.31倍 |

(2) 就労移行支援による一般就労への移行者数の増加

【国の目標値】

- 就労移行支援による一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.31倍以上にする

【本市の目標】

| 項目 | 数値目標 | 数値目標設定の考え方 |
|-------------------------------------|------|--|
| 就労移行支援事業による一般就労移行者数（年間） | 21人 | 令和3（2021）年度実績 |
| 【目標値】 就労移行支援事業による一般就労移行者数目標値（年間） | 28人 | 令和8（2026）年度見込み 国の基本指針に基づき、令和3（2021）年度実績の1.33倍 |

(3) 就労継続支援A型による一般就労への移行者数の増加

【国の目標値】

- 就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.29倍以上にする

【本市の目標】

| 項目 | 数値目標 | 数値目標設定の考え方 |
|---------------------------------------|------|--|
| 就労継続支援A型事業による一般就労移行者数（年間） | 7人 | 令和3（2021）年度の実績 |
| 【目標値】 就労継続支援A型事業による一般就労移行者数目標値（年間） | 10人 | 令和8（2026）年度見込み 国の基本指針に基づき、令和3（2021）年度実績の1.43倍 |

(4) 就労継続支援B型による一般就労への移行者数の増加

【国の目標値】

- 就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数を令和3（2021）年度実績の1.28倍以上にする

【本市の目標】

| 項目 | 数値目標 | 数値目標設定の考え方 |
|------------------------------------|------|--|
| 就労継続支援B型事業による一般就労移行者数（年間） | 7人 | 令和3（2021）年度の実績 |
| 【目標値】 就労継続支援B型事業による一般就労移行者数（年間） | 9人 | 令和8（2026）年度見込み 国の基本指針に基づき、令和3（2021）年度実績の1.29倍 |

(5) 就労定着支援事業の利用者数

【国の目標値】

- 就労定着支援事業を利用：令和3（2021）年度実績の1.41倍以上にする

【本市の目標】

| 項目 | 数値目標 | 数値目標設定の考え方 |
|-----------------------------------|------|--|
| 一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用者数（年間） | 5人 | 令和3（2021）年度の実績 |
| 【目標値】 一般就労移行者のうち就労定着支援利用者数（年間） | 8人 | 令和8年（2026）度見込み 国の基本指針に基づき、令和3（2021）年度実績の1.60倍 |

(6) 就労定着支援事業の事業所ごとの就労定着率

【国の目標値】

- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上にする

【本市の目標】

| 項目 | 数値目標 | 数値目標設定の考え方 |
|------------------------------------|------|--------------------|
| 【目標値】 就労定着支援事業所数 | 5か所 | 令和8（2026）年度見込み |
| 【目標値】 一般就労移行者が事業利用終了者の5割以上の事業所数 | 3か所 | 国の基本指針に基づき、全体の6割以上 |

(7) 就労移行支援事業所における一般就労への移行率

【国の目標値】

- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上にする

【本市の目標】

| 項目 | 数値目標 | 数値目標設定の考え方 |
|------------------------|------|--------------------|
| 【目標値】 就労定着支援事業所数 | 5か所 | 令和8（2026）年度見込み |
| 【目標値】 就労定着率7割以上事業所数 | 2か所 | 国の基本指針に基づき、全体の4割以上 |

5 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児支援の提供体制の整備については、国が定める基本指針に基づき令和8（2026）年度における数値目標を設定します。

(1) 児童発達支援センターの整備

【国の目標値】

- 各市町村または各圏域に児童発達支援センターを1か所以上設置

【本市の目標】

| 項目 | 数値目標 | 備考 |
|------------------|------|---------------|
| 児童発達支援センターの整備箇所数 | 設置済 | 令和元（2019）年度以前 |

(2) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築

【国の目標値】

- 各市町村において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制を構築

【本市の目標】

| 項目 | 数値目標 | 備考 |
|------------------------------------|------|---------------|
| 地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築の有無 | 構築済 | 令和元（2019）年度以前 |

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの整備

【国の目標値】

- 各市町村または各圏域に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上設置
- 各市町村または各圏域に主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを1か所以上設置

【本市の目標】

| 項目 | 数値目標 | 備考 |
|---------------------------------|------|-------------------|
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備箇所数 | 設置済 | おおふじ学園、あにまあと（磐田市） |
| 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備箇所数 | 設置済 | おおふじ学園、あにまあと（磐田市） |

(4) 医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の目標値】

- 医療的ケア児支援にかかる保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を整備

【本市の目標】

| 項目 | 数値目標 | 数値目標設定の考え方 |
|---------|------|-------------------------------------|
| 協議の場の設置 | 設置済 | 令和4（2022）年度、医療的ケア児者支援者ネットワーク会議を位置づけ |

| 項目 | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーターの配置人数 | 19人 | 20人 | 21人 |

6 相談支援体制の充実・強化に向けた取組

相談支援体制の充実・強化については、国が定める基本指針に基づき令和8（2026）年度における目標を設定します。

（1）基幹相談支援センターの設置及び地域の相談支援体制の強化を図る体制確保

【国の目標値】

- 総合的・専門的な相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置
- 基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保

【本市の目標】

| 項目 | 状況 | 備考 |
|---------------|-----|----------------|
| 基幹相談支援センターの設置 | 設置済 | 平成30（2018）年度設置 |

| 項目 | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 基幹相談支援センターにおける 主任相談支援専門員の配置数 | 2人 | 2人 | 2人 |
| 地域の相談支援事業所に対する 訪問等による専門的な指導・助言件数 | 780件 | 780件 | 780件 |
| 地域の相談支援事業所の 人材育成の支援件数 | 6件 | 6件 | 6件 |
| 地域の相談機関との連携強化 の取組の実施回数 | 6件 | 6件 | 6件 |
| 基幹相談支援センターによる個別事例 の支援内容の検証の実施回数 | 48件 | 48件 | 48件 |

(2) 協議会における個別事例の検討をつうじた地域サービス基盤の開発・改善等の取組及び取組に必要な協議会の体制確保

【国の目標値】

- 協議会における個別事例の検討をつうじた地域サービス基盤の開発・改善等の取組及び取組に必要な協議会の体制確保

【本市の目標】

| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 備考 |
|------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 地域サービス基盤の開発・改善等の取組及び取組に必要な協議会の体制確保 | ○ | ○ | ○ | 令和6(2024)年度確保予定 |
| 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度) | 6回 | 6回 | 6回 | |
| 協議会における参加事業者・機関数 | 14件 | 14件 | 14件 | |
| 協議会における専門部会の設置数 | 3回 | 3回 | 3回 | |
| 協議会における専門部会の実施回数(頻度) | 9件 | 9件 | 9件 | |

7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築については、国が定める基本指針に基づき令和8(2026)年度における目標を設定します。

(1) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の目標値】

- 都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【本市の目標】

| 項目 | 令和8年度 (2026) | 備考 |
|--------------------------------|-----------------|--|
| 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 | 構築済 | 障害福祉サービス担当者を増員させることで、県の研修やその他機関が実施するサービス研修の受講者を増やし、その知識を得ることで質の向上を図っている。 |

(2) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組

【国の目標値】

- 県が実施する障害福祉サービス等に関わる研修の市町村職員参加人数
- システム等での審査結果分析・共有等

【本市の目標】

| 項目 | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 備考 |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------------------|
| 県が実施する障害福祉サービスに関わる研修の市町村職員参加人数 | 3人 | 3人 | 3人 | 相談支援従事者初任者研修、障害支援区分認定調査員研修の参加人数 |
| システム等での審査結果分析・共有等の実施回数 | 1回 | 1回 | 1回 | |

第4章 障害福祉サービス等の実績と見込み量

第6期計画の障害福祉サービス等の計画値に対する利用実績と障がいのある人が希望するサービス量を踏まえ、令和6年度から令和8年度の見込量を設定します。

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

| サービス名 | | 対象者 | サービス内容 |
|------------------|------|---|--|
| 居宅介護 (ホームヘルプ) | 身体介護 | 食事・排せつ・入浴など、全面的又は部分的な支援を必要とする人 | 食事・排せつ・入浴などの身体面での介護を行います。 |
| | 家事援助 | 買い物・調理・掃除などの家事に全面的または部分的な支援を必要とする人 | 買い物・調理・掃除などの家事を支援します。 |
| | 通院介助 | 身体介護を伴う人 身体介護を伴わない人 | 医療機関への定期的な通院のための介助を行います。 |
| 重度訪問介護 | | 重度の肢体不自由又は、重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する人 | 在宅における入浴・排せつ・食事などの介護及び外出における移動中の介護を行います。 |
| 行動援護 | | 知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する人 | 外出時における移動中の介護を行います。 |
| 同行援護 | | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人 | 外出時における移動中の介護を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | | 常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要の程度が著しく高い人 | 食事・排せつ・入浴・移動及び家事全般の支援をします。 |

【訪問系サービスの現状と課題】

- ・「居宅介護」「行動援護」の利用は緩やかに増加しています。今後、介助者の高齢化や障がいのある人の地域移行が進むことが想定されるため利用は増加すると見込まれます。需要に対応できる体制の確保が求められます。
- ・「重度訪問介護」の利用者数は横ばいですが、介助者の高齢化や病状の悪化により利用量は増加傾向にあります。需要に対応できる体制の確保が求められます。
- ・「同行援護」は市内のサービス提供事業所数の減少等により利用者数も減少傾向にありますが、需要はあり、市外事業所で利用されている方も多いため、需要に対応できる体制の確保が求められます。

【見込量確保のための方策】

① 居宅介護

- ・利用者からのニーズや障害状況をアセスメントし、事業者や相談支援事業所と連携して適切なサービス量の確保及びサービスの質の向上に努めます。

② 重度訪問介護

- ・既存の見込量の確保及びサービスの質の向上に努めます。また、新たなサービス利用者の希望に対応できるよう、事業所に県が実施する研修等に参加を呼び掛け、資格要件を有する人材の確保に努めます。

③ 行動援護・同行援護

- ・既存の見込量の確保及びサービスの質の向上に努めます。また、新たなサービス利用者の希望に対応できるよう、事業者等の参入の促進を図ります。

④ 重度障害者等包括支援

- ・新たなサービス利用者の希望に対応できるよう、事業所に制度周知を図り、事業者等の参入の促進を図ります。

第7期磐田市障害福祉計画 第3期磐田市障害児福祉計画

【実績と見込み量】

| | | | 実績 | | 見込 | 計画 | | |
|---|-----------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 居宅介護 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 74 | 81 | 84 | 89 | 94 | 99 |
| | | 計画 | 83 | 88 | 93 | | | |
| | サービス量 (時間/月) | 実績 | 863 | 805 | 908 | 962 | 1,016 | 1,070 |
| | | 計画 | 1,071 | 1,136 | 1,200 | | | |
| 算定根拠：令和3（2021）年度～令和5（2023）年度（見込み）は、伸び率が年4%～9%であり、今後も需要が見込まれるため、伸び率を参考に算定しました。 | | | | | | | | |
| 重度訪問介護 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 |
| | | 計画 | 3 | 3 | 3 | | | |
| | サービス量 (時間/月) | 実績 | 295 | 385 | 400 | 600 | 600 | 600 |
| | | 計画 | 240 | 240 | 240 | | | |
| 算定根拠：利用者数は横ばいですが、介助者の高齢化や病状の悪化により利用量は増加傾向にあります。また、国の指針から地域移行が進むことを考慮して算定しました。 | | | | | | | | |
| 同行援護 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| | | 計画 | 13 | 13 | 13 | | | |
| | サービス量 (時間/月) | 実績 | 122 | 148 | 127 | 127 | 127 | 127 |
| | | 計画 | 111 | 111 | 111 | | | |
| 算定根拠：一定量の需要はあるものの、令和元（2019）年度に事業所が減少したことにより、利用者・量とも減少しています。サービス量は現状維持で算定しました。 | | | | | | | | |
| 行動援護 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 7 | 7 | 8 | 9 | 9 | 9 |
| | | 計画 | 7 | 8 | 8 | | | |
| | サービス量 (時間/月) | 実績 | 119 | 124 | 134 | 151 | 151 | 151 |
| | | 計画 | 133 | 152 | 152 | | | |
| 算定根拠：市内に事業所がない状況です。利用者は横ばいで推移していますが、サービス量の推移を参考に緩やかな上昇の計画値で算定しました。 | | | | | | | | |
| 重度障害者等 包括支援 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | サービス量 (時間/月) | 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 算定根拠：現状利用実績がなく、利用希望の相談もありませんが、新たなサービス利用者の希望に対応できるよう、事業者等の参入の促進を図ります。 | | | | | | | | |

(2) 日中活動系サービス

| サービス名 | 対象者 | サービス内容 |
|----------------|--|---|
| 生活介護 | 地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人 | 日中における食事、排せつ等の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 入所施設・病院を退所・退院あるいは学校を卒業して、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体に障がいのある人 | 理学療法等の身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練などを行います。 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 入所施設・病院を退所・退院あるいは学校を卒業して、地域生活営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的に障がいのある人・精神に障がいのある人 | 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。 |
| 就労移行支援 | 一般就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人 | 事業所における作業や企業における実習および適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。 |
| 就労継続支援A型 | 就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人（利用開始時、65歳未満の人） | 事業者において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供します。 |
| 就労継続支援B型 | 就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している等で、就労の機関等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人 | 事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は結びません） |
| 就労定着支援 | 就労移行支援等を利用して、一般就労に移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人 | 企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調管理等に関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。 |
| 就労選択支援 | 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人 | 就労系サービスの利用意向がある障がいのある人との協同で、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等を整理し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援します。 |
| 療養介護 | 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を要する人 | 医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 |

| サービス名 | 対象者 | サービス内容 |
|-------------------|------------------|---|
| 短期入所 (ショートステイ) | 身体・知的・精神に障がいのある人 | 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、食事・排せつ等の介護等を行います。 |

【日中活動系サービスの現状と課題】

- ・「生活介護」の利用者数は新型コロナウイルス感染症の終息に伴い緩やかに増加傾向です。障がい者数の増加や介助者の高齢化等により、今後も利用者数の増加が見込まれるため、需要に対応できる体制の整備が求められています。
- ・「自立訓練（生活訓練）」は、一定数の利用者への需要に対応できる体制の維持が求められています。
- ・「短期入所」は新型コロナウイルス感染症の終息に伴い、利用者数、利用量ともに増加傾向にあります。
また、児童の利用も増加傾向にあり、需要に対応できる体制の整備が求められています。
- ・「就労移行支援」「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」「就労定着支援」の利用は、市内だけでなく市外の利用も増えています。特に「就労移行支援」「就労定着支援」は、市内事業所が不足しており、利用者の約4割が市外事業所へ通所している状況です。
また、利用者の増加やニーズの多様化により、安定したサービス利用に繋げるため、サービスを選択する時の適切なアセスメントを実施することが必要です。就労支援事業所から一般就労に結びついていない現状がありますが、国の基本指針にて福祉施設から一般就労への移行の推進が求められており、障がい者数の増加から利用者数の増加が見込まれるため、需要に対応できるサービスの提供が求められています。

【見込量確保のための方策】

① 生活介護

- ・利用者からのニーズがあり、利用者数の増加が見込まれます。障がいのある人の日中活動の場として必要なサービスの利用に対応できるよう努めます。

② 自立訓練（機能訓練）

- ・市内にサービス事業者がないため、利用を希望する人の対応ができるよう、参入の促進を図るため事業所等への働きかけを行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

- ・地域生活へ短期集中的な生活訓練の必要性が高く、今後も日常生活能力を向上する必要なサービスであるため、引き続き支援を行います。

④ 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型

- ・事業所や公共職業安定所、企業など関係機関との連携の強化を図り、利用希望者がニーズ等に応じたサービスを受けられるよう提供体制の整備を進めます。また、受け皿となりうる企業などへの啓発等をより一層推進します。一般就労へ結びつけるため実績を考慮した施設整備が必要です。

⑤ 就労定着支援

- ・就労定着に向けて、就労支援関係機関及び相談支援事業者との連携できる支援体制を推進し、相談支援の充実を図ります。

⑥ 短期入所

- ・8050問題等により、介護している方が、疾病やその他の理由により一時的に支援が出来なくなってしまう状況において、短期間の支援を受ける場として必要なサービスの利用に適切に対応できるよう努めます。

【実績と見込み量】

| | | | 実績 | | 見込 | 計画 | | |
|---|----------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 生活介護 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 296 | 294 | 308 | 311 | 314 | 317 |
| | | 計画 | 305 | 310 | 316 | | | |
| | サービス量 (日/月) | 実績 | 5,963 | 5,951 | 6,160 | 6,220 | 6,280 | 6,340 |
| | | 計画 | 6,100 | 6,200 | 6,320 | | | |
| 算定根拠：利用者数、量ともに新型コロナウイルス感染症の終息に伴い緩やかに増加傾向です。特別支援学校からの聞き取り調査結果や高齢化による、移行を考慮し緩やかに上昇する計画値で算定しました。 | | | | | | | | |
| 自立訓練 (機能訓練) | 利用者数 (人/月) | 実績 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | | 計画 | 1 | 1 | 1 | | | |
| | サービス量 (日/月) | 実績 | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 | 10 |
| | | 計画 | 10 | 10 | 10 | | | |
| 算定根拠：磐田市内に事業所がなく、今後も、利用者は見込めないが、最低限の数値を設定しました。 | | | | | | | | |
| 自立訓練 (生活訓練) | 利用者数 (人/月) | 実績 | 21 | 17 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| | | 計画 | 22 | 22 | 22 | | | |
| | サービス量 (日/月) | 実績 | 319 | 269 | 219 | 219 | 219 | 219 |
| | | 計画 | 363 | 363 | 363 | | | |
| 算定根拠：令和3（2021）年度以降、利用者数は減少傾向ですが、事業所数の変動もなく一定して利用者があるため実績値をもとに算定しました。 | | | | | | | | |
| 就労選択支援 【新規】 | 利用者数 (人/月) | 実績 | | | | — | 42 | 42 |
| | | 計画 | | | | | | |
| | サービス量 (日/月) | 実績 | | | | — | — | — |
| | | 計画 | | | | | | |
| 算定根拠：令和7（2025）年度より新規サービスとして創設されます。就労支援B型の新規利用者の直近平均から算出しました。 | | | | | | | | |

第7期磐田市障害福祉計画 第3期磐田市障害児福祉計画

| | | | 実績 | | 見込 | 計画 | | |
|--|----------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 就労移行支援 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 42 | 38 | 43 | 48 | 53 | 58 |
| | | 計画 | 51 | 52 | 53 | | | |
| | サービス量 (日/月) | 実績 | 728 | 694 | 771 | 848 | 925 | 1,002 |
| | | 計画 | 918 | 936 | 954 | | | |
| 算定根拠：市内に就労移行支援事業所が少ない状況ではありますが、近隣市への利用者数の増加を見込み算出しました。また事業者等の参入の促進を図ります。 | | | | | | | | |
| 就労継続支援 A型 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 85 | 116 | 119 | 122 | 125 | 128 |
| | | 計画 | 53 | 56 | 65 | | | |
| | サービス量 (日/月) | 実績 | 1,621 | 2,271 | 2,285 | 2,299 | 2,313 | 2,327 |
| | | 計画 | 918 | 936 | 954 | | | |
| 算定根拠：市内の事業所だけでなく、近隣市の事業所へ通所する状況が近年増加傾向にあることから、増加率を反映して算出しました。 | | | | | | | | |
| 就労継続支援 B型 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 319 | 326 | 334 | 341 | 348 | 355 |
| | | 計画 | 323 | 345 | 368 | | | |
| | サービス量 (日/月) | 実績 | 5,988 | 6,129 | 6,252 | 6,377 | 6,502 | 6,627 |
| | | 計画 | 6,202 | 6,624 | 7,066 | | | |
| 算定根拠：市内で新規事業所の開所や、また既存事業の定員数増加が見込まれることから、伸び率を参考に算出しました。 | | | | | | | | |
| 就労定着支援 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 22 | 19 | 24 | 28 | 32 | 36 |
| | | 計画 | 13 | 16 | 18 | | | |
| 算定根拠：市内の事業所は少ないものの、就労移行支援事業所を市外で利用しそのまま就労定着支援を利用する状況があることから、伸び率を反映し算出しました。 | | | | | | | | |
| 療養介護 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 25 | 25 | 24 | 25 | 25 | 25 |
| | | 計画 | 22 | 22 | 22 | | | |
| 算定根拠：横ばいの現状で、今後も大きな変化は見込めないため、現状と同等の計画値を算定しました。 | | | | | | | | |
| 短期入所 (ショートステイ) | 利用者数 (人/月) | 実績 | 31 | 42 | 54 | 62 | 70 | 78 |
| | | 計画 | 50 | 51 | 52 | | | |
| | サービス量 (日/月) | 実績 | 217 | 271 | 300 | 353 | 406 | 459 |
| | | 計画 | 374 | 381 | 388 | | | |
| 算定根拠：新型コロナウイルス感染症の終息に伴い、利用者数、利用量ともに増加傾向にあります。 | | | | | | | | |

(3) 居住系サービス

| サービス名 | 対象者 | サービス内容 |
|----------------------------|--|--|
| 共同生活援助 (グループホーム) | 就労や生活介護、又は就労継続支援等の日中活動を利用している身体(65歳未満の人又は65歳に達する前日までに障害福祉サービスを利用したことがある人に限る)・知的・精神に障がいのある人 | 夜間や休日において共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 |
| 施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等) | 施設に入所している人 | 夜間や休日における入浴・排せつ・食事の介護等を行います。 |
| 自立生活援助 | 施設入所やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしへ移行した人 | 定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題はないかの確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 |

【居住系サービスの現状と課題】

- ・「共同生活援助(グループホーム)」は、地域で暮らしている利用者の介助者等の高齢化や退院後の支援として多く利用されています。
また、より多くの方が入所をせずに地域で生活していくために施設整備を充実させる必要がある一方で、一定の質を確保することが求められます。
- ・「施設入所支援」は、入所待機者が多い状況です。また、アンケート調査において地域移行できる見込みの入居者がいない状況であり、今後も関係事業所等と連携していくことが必要です。

【見込量確保のための方策】

① 共同生活援助(グループホーム)

- ・計画期間中に事業所の施設整備等が見込まれているため、利用希望者が必要なサービスを受けられるようになります。介助者等の高齢化などもあり、今後も事業所等への働きかけ、参入の促進を図ります。

② 施設入所支援

- ・「共同生活援助(グループホーム)」の施設整備等により、地域生活への移行の促進に努めます。

③ 自立生活援助

- ・新たなサービス利用者の希望に対応できるよう、市内の事業所に制度周知を図り、事業者等の参入の促進を図ります。

第7期磐田市障害福祉計画 第3期磐田市障害児福祉計画

【実績と見込み量】

| | | | 実績 | | 見込 | 計画 | | |
|---|---------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 利用者数 (人/月) | 実績 | 87 | 105 | 115 | 130 | 145 | 160 |
| | | 計画 | 92 | 101 | 110 | | | |
| 算定根拠：施設数が年々増加しており、それに伴い利用者も大幅に増加しています。国の指針に伴い、利用の増加が見込まれることから伸び率を参考に上昇する計画値を算定しました。 | | | | | | | | |
| 施設入所支援 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 109 | 103 | 103 | 101 | 99 | 97 |
| | | 計画 | 108 | 104 | 103 | | | |
| 算定根拠：入所者数は緩やかに減少しており、基盤整備や国の指針に伴い今後、利用の減少が見込まれることから減少する計画値を算定しました。 | | | | | | | | |
| 自立生活援助 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | | 計画 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 算定根拠：現状利用実績がなく、利用希望の相談もありませんが、サービス利用者の希望に対応できるよう、事業者等の参入の促進を図ります。 | | | | | | | | |

(4) 相談支援サービス

| サービス名 | 対象者 | サービス内容 |
|--------|-------------------------|---|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービス等を利用しようとする人 | 障害福祉サービス等の利用計画について相談や作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによる支援を行います。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている人 | 住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅で一人暮らしをしている人 | 夜間も含め常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談、訪問等の支援を行います。 |

【相談支援サービスの現状と課題】

- ・「計画相談支援」は、支給決定者数の増加に伴い、需要に対応できる体制の整備が求められています。今後は利用者に対して適正なサービス、量が提供できているか、アセスメントは的確か等を一定期間ごとに検証・見直しを行うとともに、緊急時や新規利用者の計画相談に対応する体制を維持することが必要です。
- ・「地域移行支援」「地域定着支援」は、利用実績なし、もしくは横ばいで、うまくサービス利用に繋がっていません。新たなサービス利用者の希望にも対応できる体制を維持することが必要です。
- ・障がい者の高齢化が進み、介護保険サービスへのスムーズな移行が必要な状況もあることから、計画相談員が介護保険サービスの知識を深めることが求められています。

【見込量確保のための方策】

① 計画相談支援

- ・サービス利用者のすべてを対象に適正な相談支援を行うため、さらなる支援体制の確保を図っていきます。また、就労系サービスの事業者等への参入の促進を図ります。
- ・磐田市障害者相談支援センターが中心となって、市内計画相談支援員に対して介護保険サービスに係る研修会を行います。

② 地域移行支援

- ・地域移行の促進から利用者の増加に対応できる体制を確保し、ニーズに応じた支援を行います。

③ 地域定着支援

- ・支援体制を維持し、ニーズに応じた支援を行います。

第7期磐田市障害福祉計画 第3期磐田市障害児福祉計画

【実績と見込み量】

| | | | 実績 | | 見込 | 計画 | | |
|--------|--|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 計画相談支援 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 961 | 1,000 | 1,040 | 1,070 | 1,100 | 1,130 |
| | | 計画 | 879 | 893 | 907 | | | |
| | 算定根拠：40人/年程度で増加しています。障がい者の増加に伴い、今後もサービス利用者の増加が見込まれることから上昇する計画値を算定しました。 | | | | | | | |
| 地域移行支援 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | | 計画 | 2 | 2 | 2 | | | |
| | 算定根拠：0人/年の実績ですが、施設や入院の状況を踏まえ圏域自立支援協議会での専門部会において利用促進に向けての取り組みを実施して計画値を算定しました。 | | | | | | | |
| 地域定着支援 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 |
| | | 計画 | 2 | 2 | 2 | | | |
| | 算定根拠：1人/年の実績ですが、施設や入院の状況を踏まえ圏域自立支援協議会での専門部会において利用促進に向けての取り組みを実施して計画値を算定しました。 | | | | | | | |

2 発達障がい者等関係

発達障がい者等及び家族等への支援体制の確保をしていきます。

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| ペアレントトレーニング | 子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示等の具体的な教育スキルを獲得することを目指し、親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。 |
| ペアレントプログラム | 育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。 |
| ペアレントメンターの活用 | 自らも発達障がいのある子どもを育てた経験があり、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことをいいます。同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりすることで、家族支援をします。 |
| ピアサポート活動 | 同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合う活動を行います。 |

【発達障がい者及び発達障がい児関係の現状と課題】

- ・発達障がい者及び発達障がい児（以下、「発達障がい者等」という。）の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解することが必要になります。
- ・保護者が同じ境遇や理解のある方と接する機会が必要となり、事業者等による継続的な保護者支援や情報交換を行なえる場の提供が求められています。

【見込量確保のための方策】

①ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム

- ・保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるような支援体制の充実を図ります。また、各事業所で行っているプログラム等の受講数の増加のための周知活動にも取り組みます。

②ペアレントメンターの人材確保

- ・ペアレントメンターの人材確保に向けて事業所等と連携して周知啓発を行っていきます。

第7期磐田市障害福祉計画 第3期磐田市障害児福祉計画

③ピアサポート活動

- ・同じ問題を抱える保護者が集まり、自分の体験や行動、考えなどを話せる情報交換の場を提供する体制を構築していきます。

【実績と見込み量】

| | | | 実績 | | 見込 | 計画 | | |
|--------------------------------|---------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数 | 受講者数 (人/年) | 実績 | 30 | 0 | 16 | 20 | 22 | 22 |
| | | 計画 | 30 | 30 | 30 | | | |
| 算定根拠：実績のある事業所の受講者の数値を基に設定しました。 | | | | | | | | |
| ペアレントメンターの人数 | 人数 (人/年) | 実績 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | | 計画 | 0 | 1 | 3 | | | |
| 算定根拠：事業所アンケートを基に設定しました。 | | | | | | | | |
| ピアサポート活動への参加人数 | 人数 (人/年) | 実績 | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 | 10 |
| | | 計画 | 20 | 20 | 20 | | | |
| 算定根拠：事業所アンケートを基に設定しました。 | | | | | | | | |

3 障がい児支援

児童福祉法に基づく、児童通所支援サービスを必要とする障がい児の見込み量を策定し、適切な支援が受けられるよう必要な対策を講じていきます。

| サービス名 | 対象者 | サービス内容 |
|-------------|--------------------------|--|
| 児童発達支援 | 就学前で発達に支援が必要な児童 | センターや施設にて、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 肢体不自由のある児童 | センターや指定医療機関にて、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 就学していて発達に支援が必要な児童 | 施設にて、授業終了後又は休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う児童 | 保育所等の施設を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための支援等を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい等により外出が困難な児童 | 居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。 |
| 障害児相談支援 | 障害児支援サービス等を利用しようとする児童 | 障害児支援利用計画について相談や作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによる支援を行います。 |

【障がい児支援の現状と課題】

- ・事業所の充実や早期発見・早期療育の推進により利用者の増加傾向は続いています。長期にわたる支援が必要な子どもも多く、令和10(2028)年頃までは「放課後等デイサービス」の利用者は増加すると見込まれます。
- ・このまま利用者の増加が続いた場合、障害児相談支援事業所がひっ迫する恐れがあるが、現時点では待機している児童はいません。
- ・利用者が個々の状況に応じて、適切な支援を計画通り受けられるよう、支援体制の整備が求められています。
- ・認定こども園、幼稚園、小学校等の保育・教育機関との緊密な連携が求められています。

【見込量確保のための方策】

①児童発達支援

- ・利用を希望する子どもが、個々の特性に合った支援が受けられるよう、療育の必要性を見極めるための発達検査から利用までの流れについて、保護者及び、支援者に理解を促していきます。

②放課後等デイサービス

- ・利用者が個々の状況に応じて、適切な支援を計画通り受けられるよう必要な対策を講じていきます。

③保育所等訪問支援

- ・より利用しやすい体制を整えるため、事業所と保育所や認定こども園、幼稚園、小学校等の保育・教育機関との連携体制の構築を図っていきます。

④居宅訪問型児童発達支援

- ・地域における医療的ケア児の人数やニーズ等を把握した上で、事業所の確保や医療的ケア児に関するコーディネーターの配置など、必要な対策を講じていきます。

⑤障害児相談支援

- ・障がいのある子どもが地域で安心して暮らしていくための、ライフステージにおいて切れ目のない一貫した支援ができるよう、相談支援機能の充実及び支援事業所不足を補う方策を行なっていきます。

【実績と見込み量】

| | | | 実績 | | 見込 | 計画 | | |
|--|----------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 184 | 250 | 253 | 236 | 243 | 245 |
| | | 計画 | 218 | 215 | 212 | | | |
| | サービス量 (人/月) | 実績 | 2,150 | 2,687 | 2,624 | 2,448 | 2,521 | 2,541 |
| | | 計画 | 2,638 | 2,602 | 2,565 | | | |
| 算定根拠：出生数の減少による自然減が考えられるが、フォロー率の推移、早期発見・早期療育の推進により利用者数は横ばい傾向であると見込みました。 | | | | | | | | |
| 放課後等デイサービス | 利用者数 (人/月) | 実績 | 478 | 534 | 611 | 677 | 726 | 762 |
| | | 計画 | 469 | 504 | 528 | | | |
| | サービス量 (人/月) | 実績 | 5,615 | 6,949 | 7,705 | 8,538 | 9,156 | 9,610 |
| | | 計画 | 5,769 | 6,199 | 6,494 | | | |
| 算定根拠：長期にわたる支援が必要な児童も多く、令和10(2028)年頃までは増加すると見込まれ、第2期の実績でも計画値を上回っているため、今後も実績に応じて増加すると見込みました。 | | | | | | | | |
| 保育所等訪問支援 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 130 | 126 | 134 | 142 | 151 | 157 |
| | | 計画 | 132 | 138 | 142 | | | |
| | サービス量 (人/月) | 実績 | 170 | 183 | 195 | 206 | 218 | 227 |
| | | 計画 | 176 | 183 | 189 | | | |
| 算定根拠：多くの利用者が児童発達支援または放課後等デイサービスと併用していることから、放課後等デイサービスの伸び率を基に利用者数を見込みました。 | | | | | | | | |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 1 | 2 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| | | 計画 | 1 | 1 | 1 | | | |
| | サービス量 (人/月) | 実績 | 1 | 3 | 3 | 5 | 7 | 9 |
| | | 計画 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 算定根拠：これまでの利用実績及び周辺自治体の事業所の状況から、最低限の数値を設定しました。 | | | | | | | | |
| 障害児相談支援 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 771 | 810 | 922 | 974 | 1,034 | 1,074 |
| | | 計画 | 722 | 755 | 776 | | | |
| 算定根拠：放課後等デイサービスのサービス量の伸びと新規事業所及び定員増加を加味し増加を見込みました。 | | | | | | | | |
| 医療型児童発達支援 | 利用者数 (人/月) | 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | サービス量 (人/月) | 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 算定根拠：支援できる事業所がなく、ニーズの把握に努め検証していきます。 | | | | | | | | |

4 地域生活支援事業

(1) 必須事業

| サービス名 | | サービス内容 |
|--------------|-------------------|---|
| 相談支援事業 | 障害者相談支援事業 | 障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。 |
| | 相談支援強化事業 | 地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能を強化します。 |
| | 住宅入居等支援事業 | 入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。 |
| 成年後見制度利用支援事業 | | 後見人より財産管理や契約行為の援助を行うことで、判断力の不十分な人を保護する成年後見制度の利用を促進します。 |
| コミュニケーション事業 | 手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業 | 手話・要約筆記を意思疎通の手段とする聴覚障がい者若しくは音声・言語機能障がい者又は聴覚障がい者等と意思疎通を図る必要のある者が手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者・要約筆記通訳者を派遣します。 |
| | 手話通訳者設置事業 | 聴覚障がい者若しくは音声・言語機能障がい者等と意思疎通を支援します。 |
| 日常生活用具給付等事業 | | 在宅の重度な障がいのある人に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付を行います。 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | | コミュニケーションを図ることに支障がある障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話表現技術等を習得した者を養成します。 |
| 移動支援事業 | | 移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。 |
| 地域活動支援センター事業 | | 障がいのある人が通い、創作的な活動又は生産活動の提供、社会の交流の促進等を図ります。 |

【地域生活支援事業（必須事業）の現状と課題】

- ・「相談支援事業」は、障がい対応の市内に2ヶ所ある相談支援センターを通じて、複雑化する多種多様な相談に対応できるよう、体制強化とともに相談員の質の向上を図りながら事業を行っています。
- ・「成年後見制度利用支援事業」は、令和3（2021）年から市長申し立て件数が0件となっています。判断能力が不十分な人に必要なサービスを提供するよう成年後見支援センター事業の周知を進めていきます。
- ・「手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業」の需要に対応するためには、派遣通訳者の確保が必要です。
- ・「日常生活用具給付等事業」は、年により利用者のばらつきがありますが、一定数の方が継続して利用しているため引き続き支援が必要です。
- ・「手話奉仕員養成研修事業」は、市内の手話通訳者が少ない状況にあり、利用者のニーズに対応できるよう人材を確保する必要があります。
- ・「移動支援事業」は、新型コロナウイルスの影響で一時的に利用が減少していたものが増加に転じています。
- ・「地域活動支援センター」は、令和4（2022）年度に市内に開設され、これまで近隣市の地域活動支援センターを利用していた人や、遠方のため利用できなかった人等が利用しています。障害福祉サービスだけでは満足できないニーズ等に応えています。

【見込量確保のための方策】

① 相談支援事業

- ・相談支援事業を担う委託事業者と連携し、また相談員の質の向上を図り、様々な相談に応じることや相談支援事業者等に対する専門的指導、助言等の取組を強化します。

② 成年後見制度利用支援事業

- ・成年後見支援センターを中心に、各種広報媒体を通じて制度の周知を進め、市民向け講演会、個別相談会、地域福祉関係の集いや交流センター等での講座などで周知を図ります。

③ 手話通訳者・要約筆記通訳者派遣事業

- ・意思疎通の支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、通訳者の確保、育成及び制度の周知を進めていきます。

④ 日常生活用具給付等事業

- ・日常生活用具の給付を必要とする人が、適切にサービス利用できるよう事業の周知を行うとともに、障害特性にあった日常生活用具の給付に努めます。

⑤ 手話奉仕員養成研修事業

- ・手話に興味を持ち、手話の技術を習得したい方が増えるよう、手話に触れる機会を増やすとともに手話奉仕員養成講座の周知に努めます。

⑥ 移動支援事業

第7期磐田市障害福祉計画 第3期磐田市障害児福祉計画

- ・社会参加や自己実現のための活動を支える重要なサービスとして、今後も支援を継続していきます。

⑦ 地域活動支援センター事業

- ・日中の居場所を確保し、社会生活を支援するための創作活動や地域交流等を充実させることで、利用しやすい環境を促進していきます。

【実績と見込み量】

| | | | 実績 | | 見込 | 計画 | | |
|---|-----------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 相談支援事業 | | | | | | | | |
| 障害者相談 支援事業 | 実施箇所数 (箇所) | 実績 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | 計画 | 2 | 2 | 2 | | | |
| 算定根拠：実施箇所数を維持しつつ、体制強化を図っていきます。 | | | | | | | | |
| 相談支援強 化 事業 | 実施箇所数 (箇所) | 実績 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 計画 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 算定根拠：磐田市障害者相談支援センターでは3障がいの相談支援を実施しており、今後も機能強化に努めます。 | | | | | | | | |
| 住宅入居等 支援事業 | 実施箇所数 (箇所) | 実績 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 計画 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 算定根拠：磐田市障害者相談支援センターが今後も継続して相談に応じます。 | | | | | | | | |
| 成年後見制度利用支援事業 | | | | | | | | |
| 成年後見制 度 利用支援事 業 | 市長申立件数 (件/年) | 実績 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| | | 計画 | 3 | 3 | 3 | | | |
| 算定根拠：近年の申立件数は0件であるものの、令和4（2022）年度に成年後見支援センターが開設されたことに伴い、今後の増加を見込みました。 | | | | | | | | |
| コミュニケーション支援事業 | | | | | | | | |
| 手話通訳者 派遣事業 | 延派遣回数 (回/年) | 実績 | 448 | 474 | 429 | 450 | 450 | 450 |
| | | 計画 | 475 | 475 | 475 | | | |
| 算定根拠：年により実績にばらつきがあるものの、大幅な増減の要因はないため、実績値を参考に計画値を算定しました。 | | | | | | | | |
| 要約筆記通 訳 者派遣事業 | 延派遣回数 (回/年) | 実績 | 1 | 2 | 10 | 5 | 5 | 5 |
| | | 計画 | 5 | 5 | 5 | | | |
| 算定根拠：年により実績にばらつきがあるものの、大幅な増減の要因はないため、実績値を参考に計画値を算定しました。 | | | | | | | | |
| 手話通訳者 設置事業 | 設置人数 (人/年) | 実績 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 計画 | 1 | 1 | 1 | | | |
| 算定根拠：実績として1名設置しており、今後も同程度の計画値として算定しました。 | | | | | | | | |

第4章 障害福祉サービス等の実績と見込み量

| | | 実績 | | 見込 | 計画 | | | |
|---|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------|
| | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | |
| 日常生活用具給付等事業 | | | | | | | | |
| 日常生活用具 給付等事業 | 給付件数 (件/年) | 実績 | 3,442 | 3,417 | 3,520 | 3,626 | 3,735 | 3,848 |
| | | 計画 | 3,779 | 3,887 | 3,998 | | | |
| 算定根拠：年により実績にばらつきがあるため、実績値を参考に計画値を算定しました。 | | | | | | | | |
| 手話奉仕員養成研修事業 | | | | | | | | |
| 手話奉仕員養成 研修事業 | 講座修了者数 | 実績 | 14 | 21 | 18 | 25 | 25 | 25 |
| | | 計画 | 20 | 20 | 20 | | | |
| 算定根拠：入門・基礎講座の受講修了者数の推移を参考に計画値を算定しました。 | | | | | | | | |
| 移動支援事業 | | | | | | | | |
| 移動支援事業 | 利用時間 (時間/年) | 実績 | 441 | 639 | 880 | 968 | 1,064 | 1,170 |
| | | 計画 | 647 | 672 | 698 | | | |
| 算定根拠：新型コロナウイルスの影響で一時的に減少していた利用者が、令和3（2021）年度以降増加傾向にあります。今後も同様の増加を見込み、これまでの伸び率を踏まえて計画値を算定しました。 | | | | | | | | |
| 地域活動支援センター事業 | | | | | | | | |
| 地域活動支援 センター事業 | 実利用者数 (人/年) | 実績 | — | 67 | 90 | 100 | 105 | 110 |
| | | 計画 | 8 | 10 | 12 | | | |
| 算定根拠：令和4（2022）年10月に市内に開設されたことで多くの方が利用している状況から、令和5（2023）年度見込みを踏まえて算出しました。 | | | | | | | | |

（2）任意事業

| サービス名 | サービス内容 |
|------------|--|
| 訪問入浴サービス事業 | 訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。 |
| 更生訓練費給付事業 | 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人に対し、更生訓練費を支給します。 |
| 日中一時支援事業 | 障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。 |
| 声の広報等発行事業 | 視覚障がいのある人に必要な行政情報を提供します。 |

【地域生活支援事業（任意事業）の現状と課題】

- ・「日中一時支援事業」は、障がい児の利用が伸びている状況です。また、地域生活への移行が進むにつれて障がいのある人の日中における活動の場の確保や、社会参加を促す目的のサービスとして重要となります。
- ・「声の広報等発行事業」は、令和3（2021）年度に視覚障がいの身体障害者手帳所持者に利用希望

第7期磐田市障害福祉計画 第3期磐田市障害児福祉計画

調査を実施し、利用者が増加しました。

【見込量確保のための方策】

訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業

- ・事業の周知を進め、日常的に介護している家族への支援を継続するとともに、適正利用の喚起を進めていきます。

更生訓練費給付事業

- ・利用を希望する人が出た場合に対応できるよう、支援をしていきます。

声の広報等発行事業

- ・音声訳による情報提供を必要とする人が利用できるよう、引き続き広報等により周知を行うとともに AI や DX を活用した支援をしていきます。

【実績と見込み量】

| | | | 実績 | | 見込 | 計画 | | |
|---|----------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 訪問入浴 サービス事業 | 実利用者数 (人/年) | 実績 | 18 | 18 | 17 | 17 | 18 | 18 |
| | | 計画 | 26 | 27 | 28 | | | |
| 算定根拠：これまでの実績から今後も横ばいと想定し計画値を算定しました。 | | | | | | | | |
| 更生訓練費 給付事業 | 申請件数 (件/年) | 実績 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計画 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 算定根拠：過去にも実績がなく、今後も見込みがないため、0と算定しました。 | | | | | | | | |
| 日中一時支援 事業 | 実利用者数 (人/年) | 実績 | 374 | 381 | 401 | 413 | 425 | 437 |
| | | 計画 | 418 | 432 | 447 | | | |
| 算定根拠：新型コロナウイルスの影響で一時的に減少していた利用者や障がい児の利用が、令和4(2022)年度以降増加傾向にあります。今後も同様の増加を見込み、これまでの伸び率を踏まえて計画値を算定しました。 | | | | | | | | |
| 声の広報等 発行事業 | 実利用者数 (人/年) | 実績 | 15 | 22 | 22 | 29 | 29 | 29 |
| | | 計画 | 21 | 22 | 22 | | | |
| 算定根拠：令和3(2021)年に実施した希望調査により、利用者が増加しました。令和5(2023)年度実施の希望調査でも同程度の増加を見込んで計画値を算定しました。 | | | | | | | | |

第5章 障害福祉サービスの基盤状況

1 施設・事業所の推移

市内に設置されている施設・事業所は以下の通りです。

| | 令和3(2021)年度 | | 令和4(2022)年度 | | 令和5(2023)年度 | |
|-----------------|-------------|-----|-------------|-----|-------------|-----|
| | 事業所数 | 定員数 | 事業所数 | 定員数 | 事業所数 | 定員数 |
| 訪問系サービス | | | | | | |
| 居宅介護 | 7 | — | 8 | — | 8 | — |
| 重度訪問介護 | 7 | — | 8 | — | 8 | — |
| 行動援護 | 1 | — | 0 | — | 0 | — |
| 重度障害者等包括支援 | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| 同行援護 | 2 | — | 2 | — | 2 | — |
| 日中活動系サービス | | | | | | |
| 生活介護 | 11 | 280 | 11 | 280 | 12 | 297 |
| 自立訓練（機能訓練） | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| 自立訓練（生活訓練） | 3 | 23 | 3 | 23 | 3 | 23 |
| 就労移行支援 | 3 | 26 | 3 | 26 | 3 | 26 |
| 就労継続支援A型 | 5 | 85 | 5 | 85 | 5 | 85 |
| 就労継続支援B型 | 13 | 305 | 14 | 319 | 14 | 319 |
| 就労選択支援 | — | — | — | — | — | — |
| 就労定着支援 | 3 | — | 3 | — | 3 | — |
| 療養介護 | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| 短期入所（福祉型） | 10 | 19 | 12 | 25 | 12 | 25 |
| 短期入所（医療型） | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| 居住系サービス | | | | | | |
| 共同生活援助（グループホーム） | 13 | 95 | 21 | 142 | 21 | 147 |
| 施設入所支援 | 1 | 55 | 1 | 50 | 1 | 50 |
| 相談支援 | | | | | | |
| 計画相談支援 | 10 | — | 13 | — | 13 | — |
| 地域移行支援 | 3 | — | 3 | — | 3 | — |
| 地域定着支援 | 3 | — | 3 | — | 3 | — |
| 児童福祉サービス | | | | | | |
| 児童発達支援 | 13 | 160 | 13 | 160 | 13 | 180 |
| 放課後等デイサービス | 21 | 240 | 24 | 260 | 22 | 260 |
| 保育所等訪問支援 | 5 | — | 6 | — | 6 | — |
| 障害児相談支援 | 10 | — | 11 | — | 10 | — |

※各年度3月末現在（令和5（2023）年度は令和5（2023）年度8月末現在）

2 施設・事業所の整備計画

今後のサービス提供基盤の整備計画は、以下の通りです。適正な障害福祉サービスの確保のため、今後3年間の障害福祉サービスの利用を見込み、事業所数及び定員数を示し、基盤整備の促進に取り組んでいきます。

| | 令和5年度 (2023) | | 令和6年度 (2024) | | 令和7年度 (2025) | | 令和8年度 (2026) | |
|-----------------|-----------------|-----|-----------------|-----|-----------------|-----|-----------------|-----|
| | 施設数 | 定員数 | 施設数 | 定員数 | 施設数 | 定員数 | 施設数 | 定員数 |
| 訪問系サービス | | | | | | | | |
| 居宅介護 | 8 | — | 8 | — | 8 | — | 8 | — |
| 重度訪問介護 | 8 | — | 8 | — | 8 | — | 8 | — |
| 行動援護 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| 重度障害者等包括支援 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| 同行援護 | 2 | — | 2 | — | 2 | — | 2 | — |
| 日中活動系サービス | | | | | | | | |
| 生活介護 | 12 | 297 | 12 | 297 | 13 | 307 | 13 | 317 |
| 自立訓練（機能訓練） | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| 自立訓練（生活訓練） | 3 | 23 | 3 | 23 | 3 | 23 | 3 | 23 |
| 就労移行支援 | 3 | 26 | 4 | 41 | 5 | 56 | 5 | 56 |
| 就労継続支援A型 | 5 | 85 | 5 | 85 | 5 | 85 | 5 | 85 |
| 就労継続支援B型 | 14 | 319 | 14 | 334 | 15 | 369 | 15 | 369 |
| 就労選択支援 | — | — | — | — | 1 | 20 | 1 | 20 |
| 就労定着支援 | 3 | — | 3 | — | 3 | — | 3 | — |
| 療養介護 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| 短期入所（福祉型） | 12 | 25 | 12 | 25 | 12 | 25 | 12 | 25 |
| 短期入所（医療型） | 0 | — | 1 | 9 | 1 | 9 | 1 | 9 |
| 居住系サービス | | | | | | | | |
| 共同生活援助（グループホーム） | 21 | 147 | 21 | 147 | 22 | 159 | 22 | 159 |
| 施設入所支援 | 1 | 50 | 1 | 50 | 1 | 50 | 1 | 50 |
| 相談支援 | | | | | | | | |
| 計画相談支援 | 13 | — | 14 | — | 14 | — | 15 | — |
| 地域移行支援 | 3 | — | 3 | — | 3 | — | 3 | — |
| 地域定着支援 | 3 | — | 3 | — | 3 | — | 3 | — |
| 児童福祉サービス | | | | | | | | |
| 児童発達支援 | 13 | 180 | 13 | 200 | 13 | 200 | 13 | 200 |
| 放課後等デイサービス | 22 | 260 | 24 | 275 | 24 | 290 | 24 | 290 |
| 保育所等訪問支援 | 6 | — | 7 | — | 7 | — | 7 | — |
| 障害児相談支援 | 10 | — | 11 | — | 11 | — | 11 | — |

※各年度3月末現在（令和5（2023）年度は令和5（2023）年度8月末現在）

第6章 障がい者就労支援に関する数値目標

1 障がい者雇用・就労の促進

障がい者の雇用創出、就労支援に関して、実績や取り組みによる効果を考慮し、令和8（2026）年度における数値目標を設定します。

【本市の目標】

| | | | 実績 | | 見込 | 計画 | | |
|---|-------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 磐田市内障 害者雇用率 (民間) | 雇用率 (%) | 実績 | 2.16 | 2.18 | 2.2 | 2.5 | 2.5 | 2.7 |
| | | 計画 | 2.1 | 2.1 | 2.2 | | | |
| 算定根拠：障害者雇用促進法（43条）や効果的な就労支援の実施に基づき、雇用の増加が見込まれることから上昇する計画値を算定しました。 | | | | | | | | |
| 障害者就労人 数 | 就労人数 (人) | 実績 | 1,831 | 1,877 | 1,900 | 2,000 | 2,050 | 2,100 |
| | | 計画 | - | - | - | | | |
| 算定根拠：一般就労者及び福祉的就労者の合計値としました。自立支援を含む就労支援体制の充実を図り、障がい者就労を推進していくため、増加する計画値を算定しました。 | | | | | | | | |
| 障がい者就職 面接会での 一般就労人数 | 就労人数 (人) | 実績 | 中止 | 13 | 14 | 15 | 15 | 16 |
| | | 計画 | 13 | 13 | 14 | | | |
| 算定根拠：緩やかな増加傾向にあることから、増加する計画値を算定しました。 | | | | | | | | |

資料編

資料1 アンケート結果からみる障がいのある人等の状況

1 調査概要

- ①調査対象：1. 磐田市内在住の各種手帳
(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) 所持者 1,500名
2. 磐田市内事業所 600社
- ②調査期間：令和5年2月16日(木)～令和5年3月3日(金)
- ③実施方法 郵送配付・郵送又は電子回収
- ④回収状況

| | 配付数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-------|-------|-------|-------|
| 18歳以上 | 1,247 | 684 | 54.9% |
| 18歳未満 | 240 | 115 | 47.9% |
| 事業所 | 600 | 215 | 35.8% |

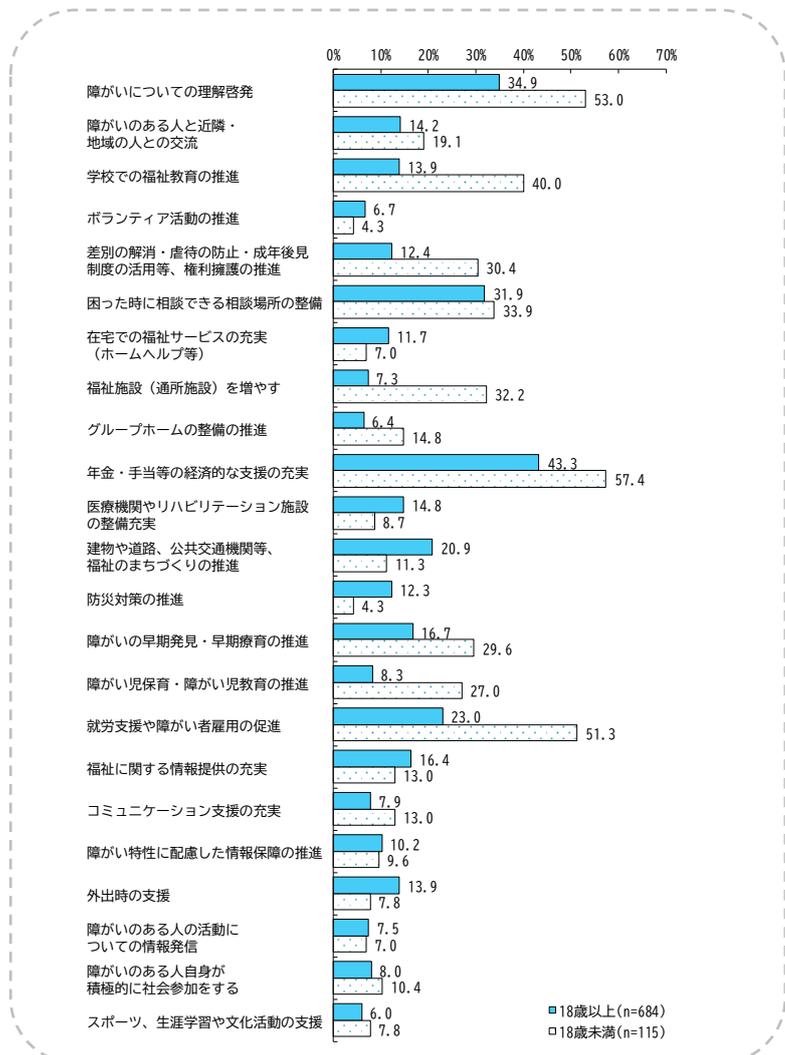
2 調査結果 (一部抜粋)

(1) 磐田市内の各種手帳所持者

「障がいのある人が安心して暮らすために必要だと思うこと」

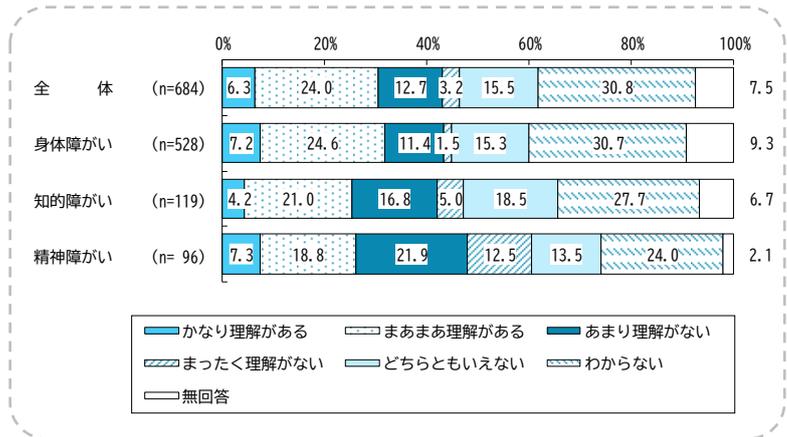
障がいのある人が安心して暮らすために必要だと思うことは、18歳以上・18歳未満ともに「年金・手当等の経済的な支援の充実」、「障がいについての理解啓発」が高くなっています。

また18歳未満では、「学校での福祉教育の推進」や「障がい児保育・障害児教育の促進」など教育を望む人が多い結果となっています。



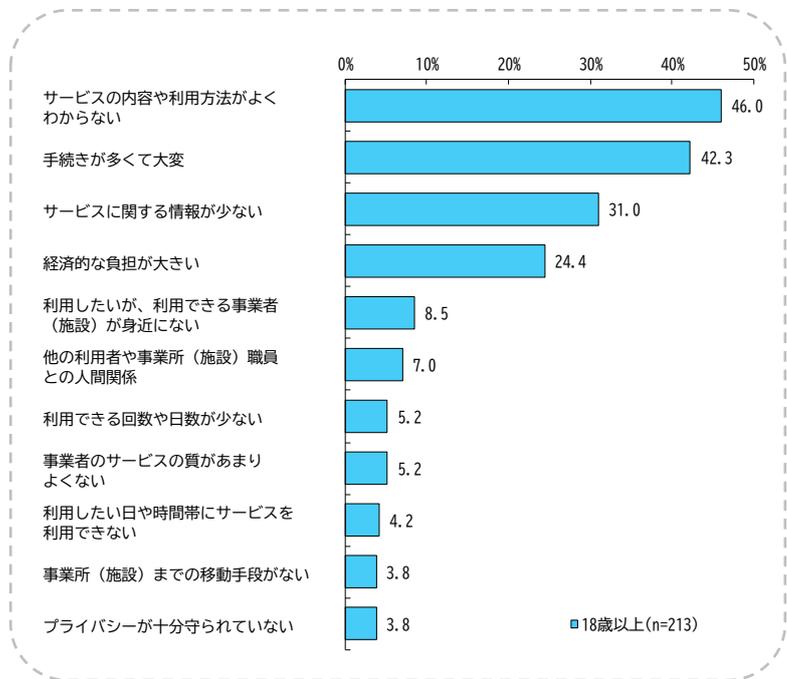
《障がいに対するまわりや地域の人の理解》

障がいに対するまわりや地域の人の理解は、身体障がいのある人では『理解がある』（「かなり理解がある」＋「まあまあ理解がある」）が3割程度となっているのに対し、精神障がいのある人では『理解がない』（「あまり理解がない」＋「まったく理解がない」）が3割程度となっています。



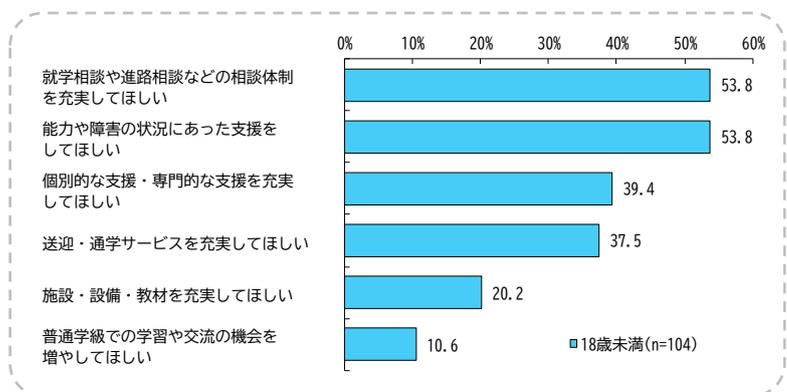
《サービス利用で困っている理由》

サービス利用で困っている理由は、「サービスの内容や利用方法がよくわからない」が最も多く、次いで「手続きが多くて大変」も4割以上を占めて高くなっています。



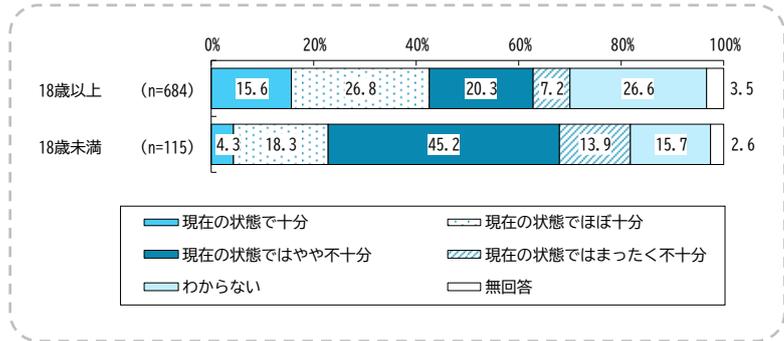
《通園・通学先に望むこと》

通園・通学先に望むことは、「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」と「能力や障害の状況にあった支援をしてほしい」が半数以上を占めて最も多く、次いで「個別の支援・専門的な支援を充実してほしい」、「送迎・通学サービスを充実してほしい」は3割以上となっています。



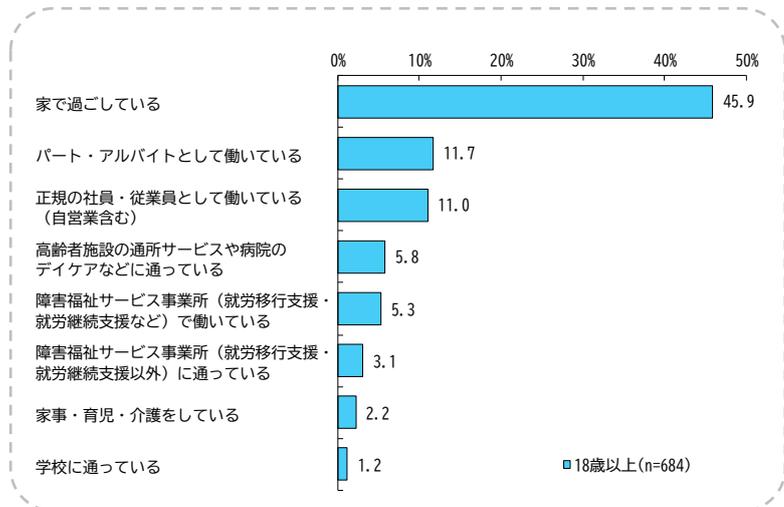
《福祉サービスなどの情報の入手状況》

福祉サービスなどの情報の入手状況は、18歳以上では『十分』（「現在の状態で十分」＋「現在の状態でほぼ十分」）が4割以上となっているのに対し、18歳未満では、『不十分』（「現在の状態ではやや不十分」＋「現在の状態ではまったく不十分」）が半数以上を占めています。



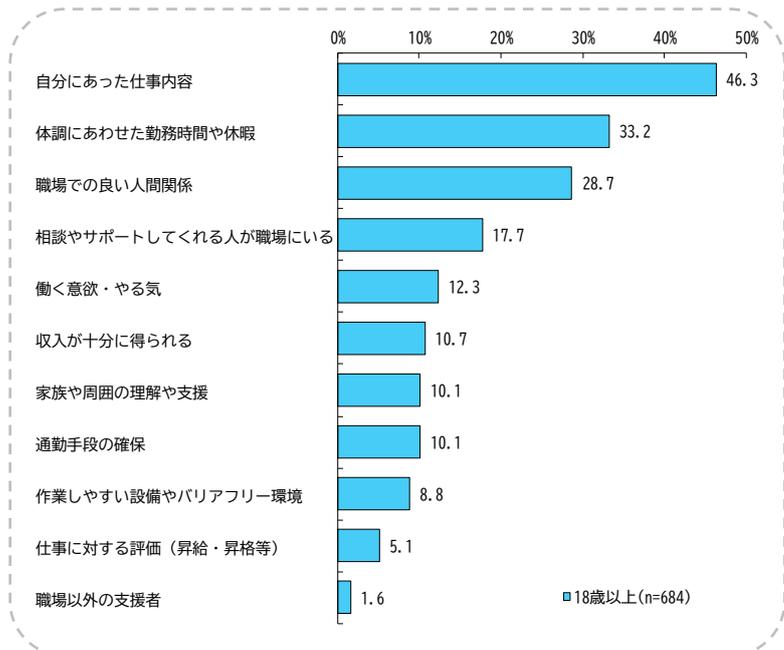
《普段の過ごし方》

普段の過ごし方は、「家で過ごしている」が4割半ばを占めて最も多く、次いで「パート・アルバイトとして働いている」、「正規の社員・従業員として働いている（自営業含む）」が1割程度となっています。



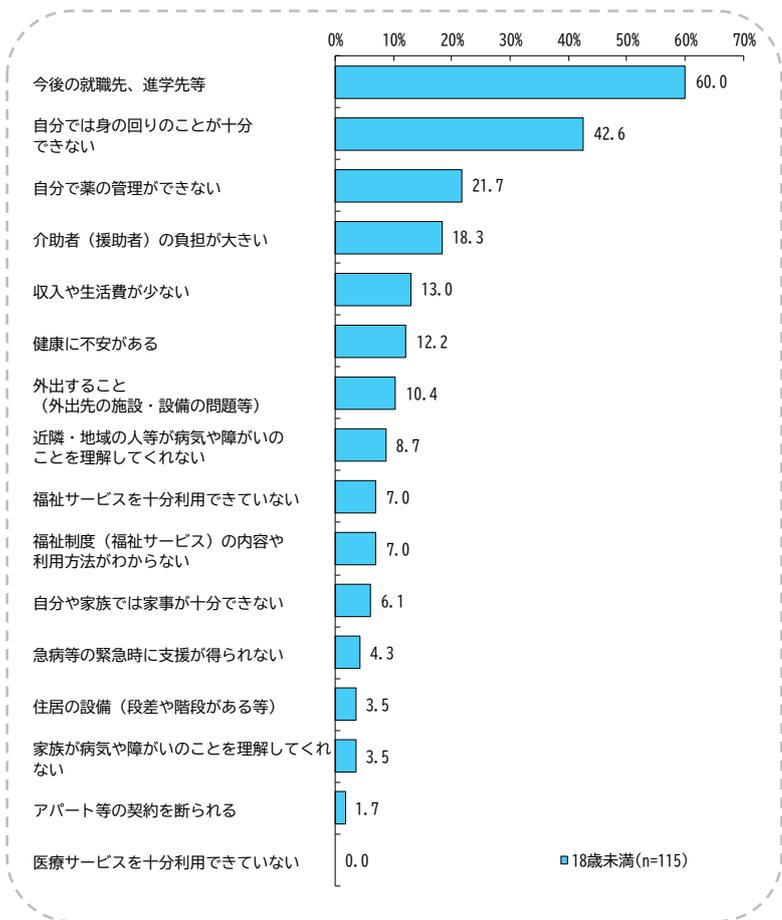
《障がいがある人が就労するために必要だと思うこと》

障がいがある人が就労するために必要だと思うことは、「自分にあった仕事内容」が4割半ば以上を占めて最も多く、次いで「体調にあわせた勤務時間や休暇」、「職場での良い人間関係」、「相談やサポートしてくれる人が職場にいる」など職場環境の整備が必要と考えている人が多い結果となっています。



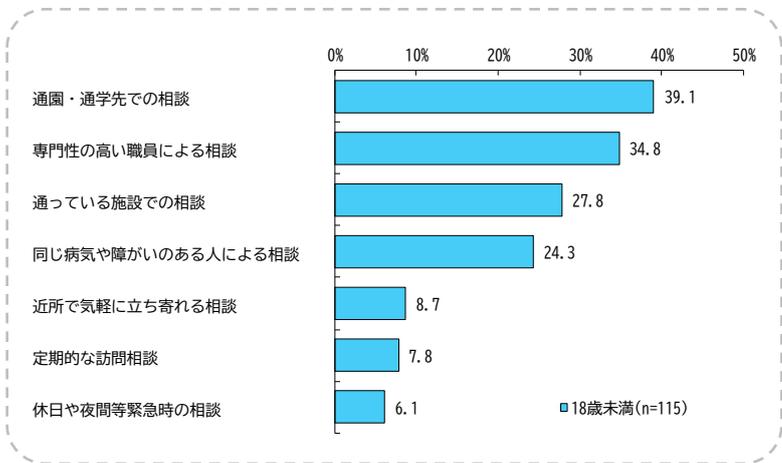
《日常生活で不安に思うこと》

日常生活で不安に思うことは、「今後の就職先、進学先等」が6割と最も多く、次いで「自分では身の回りのことが十分できない」が4割強となっています。



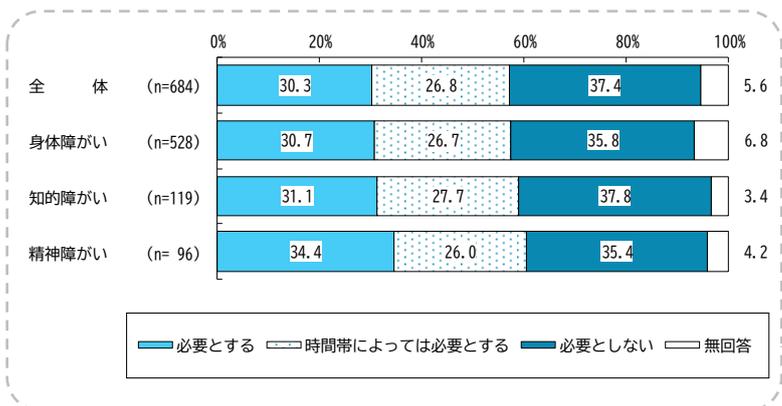
《相談体制への要望》

相談体制への要望は、「通園・通学先での相談」や「通っている施設での相談」など身近な施設での体制や、「専門性の高い職員による相談」や「同じ病気や障がいのある人による相談」など複雑化・多様化した相談に対応できる体制を望む人が多い結果となっています。



《災害時の避難支援》

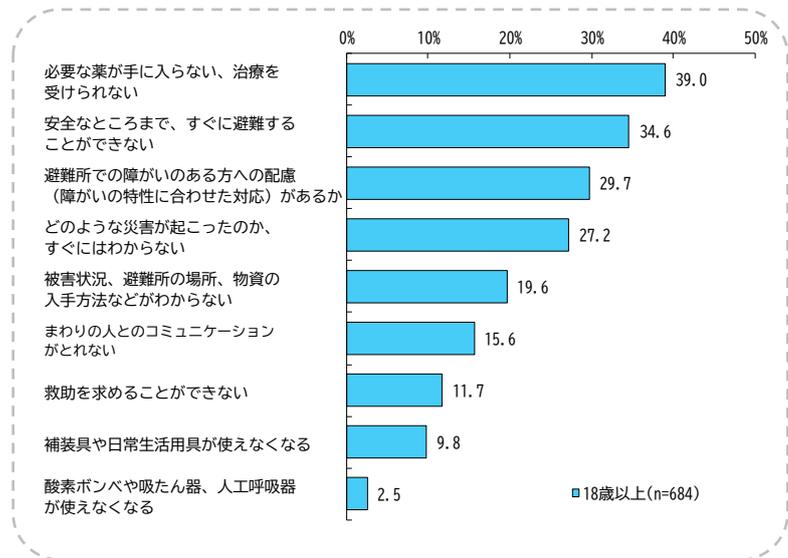
災害時の避難支援は、「必要とする」と「時間帯によっては必要とする」を合わせた必要とする人が6割近くを占めています。



資料1 アンケート結果からみる障がいのある人等の状況

《災害時に不安に思うこと》

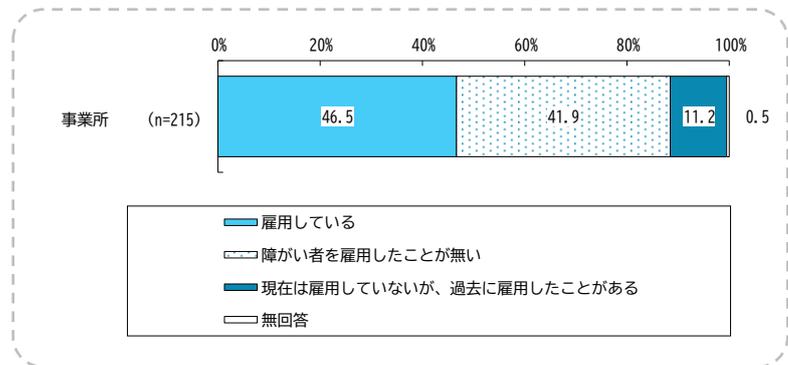
災害時に不安に思うことは、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」や、「避難所での障がいのある方への配慮（障がいの特性に合わせた対応）があるか」など避難所での生活等に不安を抱えている人が多い結果となっています。



(2) 磐田市内事業所

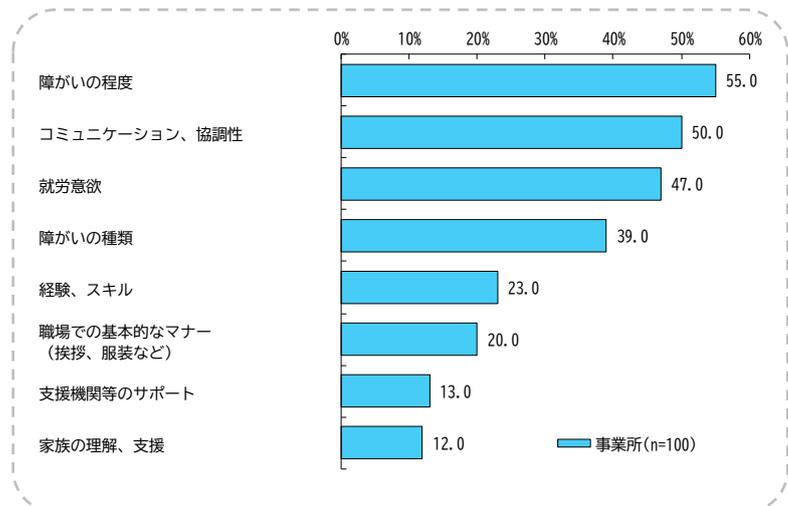
《障がい者の雇用状況》

障がい者の雇用状況は、「雇用している」が4割半ば以上を占めています。



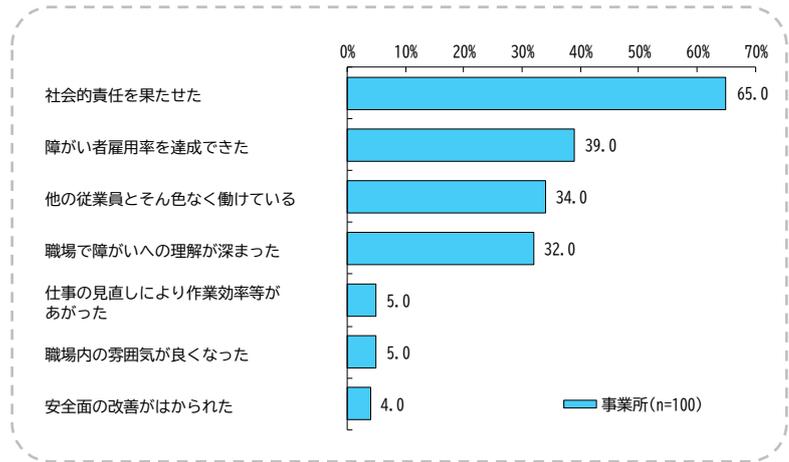
《障がい者雇用時に重視している点》

障がい者雇用時に重視している点は、「障がいの程度」や「障がいの種類」の障がいについてや、「コミュニケーション、協調性」や「就労意欲」などの本人の意思を尊重している事業所が多い結果となっています。



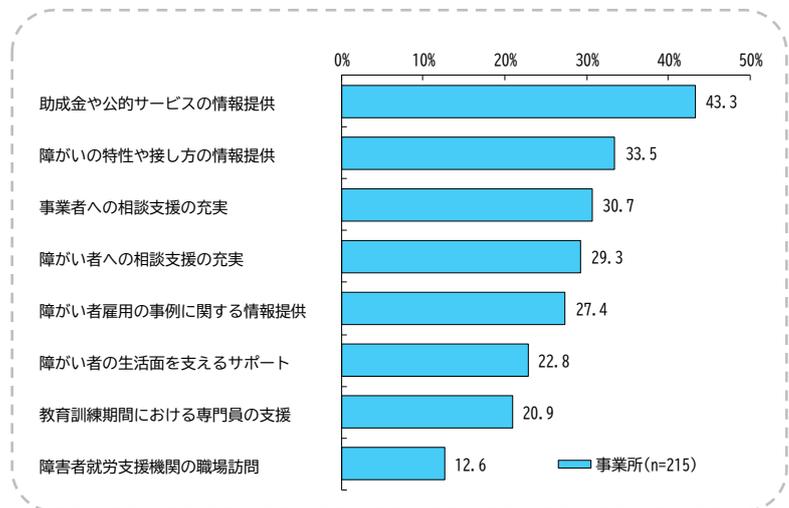
《障がい者を雇用してよかったこと》

障がい者を雇用してよかったことは、「社会的責任を果たせた」が6割半ばと最も多く、次いで「障がい者雇用率を達成できた」、「他の従業員とそんな色なく働けている」、「職場で障がいへの理解が深まった」が3割以上を占めています。



《障がい者雇用について行政や関係機関に期待する支援》

障がい者雇用について行政や関係機関に期待する支援は、「助成金や公的サービスの情報提供」が4割強と最も多く、次いで「障がいの特性や接し方の情報提供」、「事業者への相談支援の充実」が3割を占めています。



資料2 地域福祉団体懇談会からみる現状

1 地域福祉団体懇談会による意見集約の概要

磐田市身体障害者福祉会、磐田市視覚障害者協会、磐田ろうあ協会、磐田市手をつなぐ育成会、中遠地域精神保健福祉会「丹誠会」の5団体から、障害者福祉施策に関する意見をいただきました。障がいのある人やその家族が日頃感じられていることなどをお伺いしました。

2 懇談会で話し合われた主な内容

| 対 象 | 内 容 |
|------------------|--|
| 磐田市身体障害者福祉会 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難場所について、順序として指定避難所に行ってから福祉避難所に案内されることになるが、障がい者は別途施設へ集約する等の対策が必要ではないか。 ・磐田身体障害者スポレク交流会において、移動手段の対策が必要となってきた。 |
| 磐田市視覚障害者協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政から視覚障がい者への通知は、本人が望む媒体での提供が必要である。 ・行政からの通知の音声コード化（ユニボイス対応）の必要性について検討願いたい。 |
| 磐田ろうあ協会 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害時にろうあ者が情報を得たり、仲間と連絡を取り合えるための避難場所があると助かる。 ・手話通訳者の増員に協力願いたい。 |
| 磐田市手をつなぐ育成会 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談事業は増えたが、その後の対応が気になるところ。親や本人が元気なうちは大丈夫だが、今後どう助けてもらえるか不安が積もる。 ・知的障がいのある人だとタクシー券が利用しにくい。単純な方法で使いやすくなるといい。 |
| 中遠地域精神保健福祉会「丹誠会」 | <ul style="list-style-type: none"> ・ピアスタッフの養成や活動ができるよう支援してほしい。 ・長年の要望だった地域活動支援センターの開設が実現したことは、感謝している。障害を起因としたひきこもりの方など自立に向けた支援ができると期待している。 |

資料3 磐田市障害者施策推進協議会要綱

平成17年 7月 1日告示第336号

改正 平成24年 3月30日告示第086号

(設置)

第1条 磐田市は、障害者施策の推進を図るため、磐田市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、磐田市障害者計画の策定及びその施策の推進に関し、必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者及び障害児者福祉団体の代表者
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募により選出された者
- (5) 市の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(告示施行後最初に行われる協議会の招集)

2 この告示施行後最初に行われる協議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成24年3月30日告示第86号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

資料4 磐田市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬省略/順不同)

| 役 職 | 氏 名 | 所 属 |
|-----|--------|---------------------|
| 会 長 | 井川 淳史 | 聖隷クリストファー大学 |
| 副会長 | 高橋 隆代 | 磐田市手をつなぐ育成会 |
| | 鈴木 眞喜子 | 磐田市視覚障害者協会 |
| | 中村 千晶 | 磐田ろうあ協会 |
| | 吉村 強 | 中遠地域精神保健福祉会 丹誠会 |
| | 沖山 均 | 社会福祉法人 磐田市社会福祉協議会 |
| | 鈴木 敏弘 | 磐田市民生委員児童委員協議会 |
| | 乗松 宏幸 | 社会福祉法人 安基インクルージョン |
| | 井上 佳子 | 社会福祉法人 聖隷福祉事業団 |
| | 松本 一男 | 磐田市障害者相談支援センター |
| | 福田 弘子 | 磐田市訪問看護ステーション連絡会 |
| | 堀川 朋子 | 静岡県立袋井特別支援学校 磐田見付分校 |
| | 木村 良輔 | 公募委員 |
| | 赤堀 咲歩 | 公募委員 |
| | 小沼 裕樹 | 磐田市教育委員会学校教育課 |

資料5 用語解説

あ 行

医療的ケア

家族や看護師等が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為。

医療的ケア児支援法

正式名称は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」。医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止するための法律。

NPO (NPO=Non Profit Organization)

民間非営利団体と訳される。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指し、行政や企業とともにこれからの社会を支えるものとして期待されている。

エリアメール

災害時の避難指示など、緊急な情報を国や地方公共団体より配信するメール。

か 行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する相談等の業務を総合的に行う機関。

強度行動障害

食べられないものを口に入れるなど本人の健康を損ねる行動をとる、他人を叩く、物を壊す及び大泣きが何時間も続くなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行為が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

権利擁護

地域で安心して生活できるよう、不当な差別、虐待等から障がい者個人の権利を守り、権利行使等に関する相談・援助を行うこと。

高次脳機能障がい

高次脳機能（認知）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障がい、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障がいが起きた状態を、高次脳機能障がいという。

更生医療、育成医療

身体上の障がいまたは現存する疾患を放置すれば、障がいを残すと認められる疾患で、確実な治療効果が期待できるものを対象として、必要な手術や治療などの医療費を公費で負担すること。

18歳以上の場合は身体障害者福祉法により更生医療が、18歳未満の場合は児童福祉法により育成医療が適用される。

合理的配慮

障がいのある人の人権が、障がいのない人と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他の社会生活に平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

さ 行

静岡県福祉のまちづくり条例

障がいのある人や高齢者など、誰もが公共的施設を安全かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化の推進を目的とする条例。

児童発達支援事業所

障害児通所支援の一つで、小学校就学前までの障がいのある子どもが通い、支援を受けるための施設。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

自立支援医療（精神通院）

通院により精神疾患の治療を受けている方で、指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院医療を行う場合に、医療費の一部が公費で負担される。自己負担は1割で、所得に応じて自己負担上限額が設定される。

社会福祉法

福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉を増進する

ことを目的とする法律。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら、ともに考え、実行していく民間の社会福祉団体。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身共に健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態。

障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がいのある人への虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者、使用者などによる障がい者虐待の防止等のための責務を課すと同時に、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課している。

障害者雇用促進法

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とする法律。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。

障害者総合支援法

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある人の日常生活及び社会生活に対して総合的な支援を行う法律。

障害者相談員

障がいのある人、またはその保護者の相談に応じ、指導、助言、及びその人の更生のための必要な援助を行う民間の協力者。

障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障がい者就労施設等で就労、または在宅で就業する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービス（役務）を調達する際、障がい者就労施設等からの調達を推進するための法律。

ジョブコーチ

障がいのある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言するとともに、通勤時、就労時などのサポートをする。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能・言語機能または咀嚼機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸、免疫の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

生活習慣病

がん、脳血管障がい、心臓疾患、高血圧症、糖尿病等、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。

精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを証する。精神障がいのある人の社会復帰の促進及び自立と社会参加の促進を図ることを目的としており、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられる。

成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）の財産管理や身上監護を支援し権利を保護するための制度。成年後見は、後見・保佐・補助の3つの類型に分かれる。また任意後見は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ後見人を決めておくこと。

ソーシャルメディア

インターネットの技術を利用し、個人や企業等が情報を発信することで形成される様々な情報交流サービスの総称。

相談支援事業所

日常生活上の支援を必要とする障がいのある人やその家族等に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行う事業所。

相談支援専門員

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う人。

た 行

地域生活支援拠点

障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障がいのある人の地域生活支援をさらに推進する点から、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な支援を切れ目なく提供する仕組みのこと。

地域包括ケアシステム

高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、ニーズに対応した保健・医療・福祉などのサービスが総合的に提供される包括的な支援体制。

特別支援学校

心身に障がいのある児童生徒が通う学校。複数の障がいのある児童生徒の教育ニーズに応えること、近隣の小中学校に在籍する児童生徒の指導や支援にも積極的に関わるセンター的機能を担っている。

特別支援教育

学習障害（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向け、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な 行

難病

原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

日常生活自立支援事業

知的障がいや精神障がいのある人、認知症の高齢者など、判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

日常生活用具

重度の障がい者（児）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用のタイプライター・電磁調理器・点字図書、聴覚障がい者用のファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者及び難病患者用のベッド・入浴補助用具・スロープなどがある。

ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会とする考え方。

は 行

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとしている。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）などの発達障がいのある人に対する援助等について定めた法律で、平成17年4月1日に施行。

バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリアBarrier）となるものを除去（フリーFree）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いる。

バリアフリー法

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進を目的としている。ハード・ソフト施策の充実や、高齢者・障害者等を含むすべての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指している。

福祉避難所

地震や豪雨といった大きな災害が起こったときに、何らかの特別な配慮が必要な人たちを受け入れてケアする場所で、一般的な避難所での生活が困難な人たちのための避難所のこと。

法定雇用率

社会連帯の理念に基づき、障がいのある人の雇用の場を確保するため、労働者の数に対する一定割合（＝法定雇用率）の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人を雇用する義務を事業主に課す制度。

補装具

身体障がいのある人が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）、装具、車椅子、肢装具、杖、義眼、補聴器などもこれにあたる。

ボランティア

社会福祉において、個人の意思により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。

ま 行

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がいのある人、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。

や 行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、最初からできるだけ全ての人々が利用しやすい、全ての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方。

ら 行

ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において「知的障がい」と判定された人に対して交付され、相談・指導や各種の更生援護を受けることができることを確認する証票。障がいの程度により、A（重度）とB（軽度）に区分される。

いわたチャレンジプラン

第4期磐田市障害者計画

第7期磐田市障害福祉計画・第3期磐田市障害児福祉計画

発行年月：令和6年4月

発行：磐田市健康福祉部福祉相談課 障がい福祉グループ

〒438-0077 静岡県磐田市国府台57番地7 総合健康福祉会館^あいプラザ内

TEL：0538-37-4919 FAX：0538-36-1635